

平成25年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月18日開会～9月26日閉会

双葉町議会

平成25年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月18日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
議案第54号から議案第66号及び議案第68号から議案第80号までの一括上程	13
提案理由の説明	13
議案第67号の上程、説明	18
監査報告	19
散 会	20

第 2 日 (9月19日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	22
職務のため議場に出席した者の職氏名	22
開 議	23

議事日程の報告	2 3
一般質問	2 3
羽山君子君	2 3
菅野博紀君	2 7
白岩寿夫君	3 4
谷津田光治君	4 0
岩本久人君	4 5
散会	5 4

第 8 日 (9月25日)

議事日程	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	5 6
開議	5 7
議事日程の報告	5 7
議案第54号の質疑、討論、採決	5 7
議案第55号の質疑、討論、採決	5 8
議案第56号の質疑、討論、採決	5 9
議案第57号の質疑、討論、採決	6 0
議案第58号の質疑、討論、採決	6 1
議案第59号の質疑、討論、採決	6 1
議案第60号の質疑、討論、採決	6 2
議案第61号の質疑、討論、採決	6 2
議案第62号の質疑、討論、採決	6 3
議案第63号の質疑、討論、採決	6 3
議案第64号の質疑、討論、採決	6 4
議案第65号の質疑、討論、採決	6 5
議案第66号の質疑、討論、採決	6 5
議案第67号の質疑、討論、採決	6 6
議案第68号の質疑、討論、採決	6 7
議案第69号の質疑、討論、採決	7 0

議案第70号の質疑、討論、採決	71
議案第71号の質疑、討論、採決	72
議案第72号の質疑、討論、採決	73
議案第73号の質疑、討論、採決	74
議案第74号の質疑、討論、採決	75
散 会	78

第 9 日 (9月26日)

議事日程	79
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため議場に出席した者の職氏名	80
開 議	81
議事日程の報告	81
議案第75号の質疑、討論、採決	81
議案第76号の質疑、討論、採決	83
議案第77号の質疑、討論、採決	84
議案第78号の質疑、討論、採決	85
議案第79号の質疑、討論、採決	86
議案第80号の質疑、討論、採決	87
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
発言の訂正	92
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	94
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	94
議員派遣について	94
閉 会	94

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

25 双葉町告示第13号

平成25年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年8月29日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成25年9月18日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成25年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月18日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第54号 専決処分の承認について
専決第7号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第55号 専決処分の承認について
専決第8号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第56号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 双葉町埼玉支所設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 双葉町奨学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 双葉町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第66号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第68号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第69号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第70号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第71号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第72号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第25 議案第74号 平成24年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第26 議案第75号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第27 議案第76号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第28 議案第77号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第29 議案第78号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第30 議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第31 議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第32 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、清川泰弘君、6番、谷津田光治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月12日と本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月26日までの9日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から26日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、谷津田光治君。

（産業厚生常任委員長 谷津田光治君登壇）

○産業厚生常任委員長（谷津田光治君） 産業厚生常任委員会の閉会中の調査を報告いたします。

平成25年9月12日、双葉町議会議長、佐々木清一様、産業厚生常任委員会委員長、谷津田光治。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。(1)、新規課設置による事務事業の実態調査について、(2)、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成25年7月11日（木）、午前10時から午後零時10分、午後1時5分から午後1時40分。平成25年8月9日（金）、午前9時55分から午後零時5分。場所、双葉町役場郡山支所2階会議室。出席委員、谷津田光治、高萩文孝、白岩寿夫、岩本久人。欠席委員、なし。説明員、原田榮生活支援課長兼郡山支所長、志賀公夫生活支援課長補佐。

3、調査内容。新規課設置による事務事業の実態調査についてであります。平成25年6月17日から役場機能を埼玉県加須市から福島県いわき市へ移転し、業務を開始。現状の業務に対応すべく、同日新たに郡山及び埼玉支所を所管する「生活支援課」が設置され、両支所と合わせ23名（6月17日現在）の職員で通常及び災害業務を行っています。

生活支援課の業務内容については、住民係と生活支援係があり、係ごとの事務分担表を両支所で作成し、町民の避難実態に合わせた支援等を行っています。

郡山支所にあつては、6月17日時点での職員数は嘱託職員1名、県派遣職員1名を含め13名となっておりますが、そのうち休職者1名、6月末で退職する職員1名も含まれており、7月以降については11名の職員で業務を行っています。2名の職員が戸籍、税関係を担当し、7名の職員が県内に10カ所ある仮設住宅ごとに担当制をとり、住宅のふぐあい、要望、苦情などに関することや、緊急時の対応を行っています。さらに、いわき南台連絡所を所管し、加え県内借り上げ住宅入居者への支援、自治会組織の立ち上げや市役所、警察署、消防署、地元自治会などの関係機関との連絡、打ち合わせ、イベント開催の調整など事務分掌にない業務もやらざるを得ない状況にあるとのことでした。

町民の健康管理については、嘱託職員、県派遣職員及び臨時職員合わせ4名が班を編成し、仮設住宅を巡回し、健康相談及び生活指導を行っており、また借り上げ住宅入居者については町社会福祉協議会と連携を図りながら情報の共有を行い、支援しているとのことでした。

埼玉支所については、6月17日時点での職員数は6月末退職者を含め11名となっており、1次避難所となっている旧騎西高校内で業務を分担し、避難所に居住している町民及びつくば連絡所を所管し、加え埼玉県を含む関東圏内に避難している町民への支援業務を行っているとのことでした。

郡山支所との大きな違いは、1次避難所としての避難所業務であり、施設の管理運営及び避難所に

居住している町民の支援を行っているとのことでした。特に高齢者世帯が多く、健康面での支援が重要となっているため、保健師が町社会福祉協議会と連携を図りながら健康相談などを行っているとのことでした。さらに避難所閉鎖に向けての業務もあり、内容は多岐にわたり、10名の職員では対応が大変難しく、町職員全員が連携して行うべきとのことであり、また退所後の町民への生活支援や健康管理などの支援が重要であるとのことでした。

以上、新たに設置された生活支援課の事務事業の実態調査を2回にわたり実施いたしました。郡山、埼玉の両支所ともに「小さな役場」として通常業務と災害業務を行っていますが、各課にまたがる業務が多く、連携を図ることが重要であると考えます。

避難生活も2年6カ月が経過し、この生活がいつまで続くのかが不透明で不安な中、少しずつ落ちつきも見られますが、いまだ生活環境になじめずにいる町民もいますので、避難生活を続けている町民への健康支援の取り組みが今後最も重要視されます。

両支所の町民への支援体制は異なりますが、現状の業務量や今後の支援業務を考えた場合、課としての職員数が足りないのではと感じ、職員の健康管理も重要であるため、年内（12月議会定例会前ごろまで）に業務の再検討を行うべきである、また、課名の表示がないため、郡山支所内に「生活支援課」の課名を表示すべきである、予算措置も明確になっていないため、課としての明確な予算措置もあってしかるべきであるとの委員の一致した意見でありました。

以上、概要を述べ、報告といたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成25年双葉町議会第3回定例会行政報告。

平成25年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年6カ月が経過いたしました。原子力発電所は汚染水の処理問題や炉内の状況も把握されないままなど不安定な要素が多く残っており、いまだに収束できず、依然としてリスクが高い状態であります。原子力発電所の廃炉措置の安全確保は帰還の大

前提でもありますので、事故の収束作業と廃炉措置を着実に進めるとともに、特に今般の汚染水漏えいを受け、原因の究明と、緊急に必要な対策に関する技術的検討、安全確保策について国、東京電力は全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

このような中、町民の皆さんは、9月10日現在、福島県内には3,841人、福島県外には3,053人が、全国40都道府県、396市町村に分かれていまだに避難を強いられ、原発事故前とは全く違った環境の中で不自由な日常生活を送られております。町といたしましても、この状況からいつときでも早くもとの生活ができるよう、当面の課題に全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

双葉町いわき事務所が開所してから3カ月が経過いたしました。このいわき事務所を双葉町の復旧、復興の拠点として事務環境も整い、職員一同、より一層行政サービスの向上のため、業務に邁進しているところであります。

懸案であります旧騎西高校避難所についてであります。去る9月10日には入居者に対する対処に係る説明会を実施し、閉鎖に向けての町の方針に大方理解が得られたものと判断しております。長期化する避難所生活は、衛生面及び健康管理上も問題がありますので、移転先が決定した避難者は2週間以内の転居を求めるとともに、移転先が未定の入居者についても、個別の聞き取りにより入居先が調整でき次第、転居するよう求めました。また、埼玉県の前借り住宅の入居は、町として今回が最後の対応である旨を明示してきております。9月9日現在、避難所には62世帯、99名の町民が生活しており、このうち転居先が決定していない方が19世帯、27人おります。今後、埼玉県社会福祉会とも連携を図りながら個別の聞き取りを行い、早急に転居先を決定してもらおうよう進めたいと考えております。その後、全ての方の転居先が決定した段階で避難所を閉鎖していきたいと考えておりますので、議員の皆さんにもご理解をお願いしたいと思います。

内部被曝検査についてであります。6月30日、双葉町が日本赤十字社から寄贈を受けたホールボディカウンター検査機器をいわき事務所に設置し、8月22日から検査を行い、9月10日現在で102名の方が受検されております。現在も随時申し込みを受け付け、検査を行っております。

疫学調査につきましては、8月28日、岡山大学大学院環境生命科学研究科のご協力により、住民の健康状態に関する調査の報告会を実施いたしました。これは、昨年11月、双葉町、滋賀県長浜市旧木之本町及び宮城県丸森町の住民を対象に調査を行い、比較検討を行ったものであります。町民の健康状態については、ほかの自治体の住民と比べさまざまな疾患の多発が見られ、さらに精神的な症状を訴える方が多くなっているという報告をいただきました。これらを踏まえ、町としても関係機関の協力を得ながら、町民のよりよいサポートに当たってまいります。

7月23日、24日の2日間、双葉町の復旧、復興に向けた対応を国に求めるため、復興庁など関係省庁に対して要望活動を行いました。要望項目として、双葉町への帰還見通しの明示、復興公営住宅と町外コミュニティーの早期整備、賠償指針・基準の見直しなど、町民の皆様の生活再建にかかわる重

要課題について確実な対応を要求いたしました。今後も国の対応をしっかりと見きわめた上で、国及び東京電力に対して粘り強く要望を行ってまいります。

7月27日から29日は、国指定重要無形民俗文化財、相馬野馬追が、昨年を上回る人出と天候にも恵まれ、本祭りが盛大に開催されました。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、避難先からの出陣となり、出場者におかれましては大変不便な状況ではございましたが、雲雀が原祭場地には人馬一体の勇姿が集い、ほぼ例年どおりに甲冑競馬の後、本祭りのメインとなる神旗争奪戦が繰り広げられ、天下無比の戦国絵巻の再現に多くの観光客を魅了させたところでもあります。

本町からも、昨年同様、総勢6騎の騎馬武者が各避難先から標葉郷に集結し、苦難な状況下の中で、ふるさとの誇りを胸に赫々たる武勲を上げ、無事祭りを終えられ、それぞれの避難先に戻り、かぶとや馬具の手入れなど、来年に向け準備に励まれているものと思われまます。

7月27日、28日に、スパリゾートハワイアンズにおきまして、双葉町の子供としての意識や自覚を持ち、きずなの維持のため、「集まれ！ ふたばっ子」が開催されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日つらい思いで避難生活を強いられている中、小学生139名、中学生66名が参加されました。児童生徒の作文発表や、双葉町出身のフラガールのリーダーによるフラダンスの指導などが行われ、楽しい時間を過ごしました。

7月28日には、広野町におきまして、双葉郡町村対抗交流野球大会が3年ぶりに開催されました。双葉町チームも県内外の避難先から選手が集まり、元気なプレーを見せていただきました。

8月10日には、将来の双葉町を担う若者の再会を図るとともに、双葉町復興の大きな力となる高校生等のきずなを強めることを目的として、「双葉町青春の集い」が郡山市で開催されました。当日は全国の避難先から62名の皆さんが参加され、ディスカッションなどを行い、双葉町の将来のことなどについて活発な意見交換が行われました。

9月14日には、第7回市町村対抗県軟式野球大会が福島市の県営あづま球場で開催され、双葉町チームは3年ぶりに出場し、大玉村に2対1と逆転勝ちをおさめました。選手の皆さんには、県内外での避難生活が続く中、復興の願いを込めて全力プレーをしていただき、町民の皆様にも元気を与えていただいたことに感謝申し上げます。

双葉町ホームページについては、これまで災害版として運用してきましたが、8月30日にリニューアルし、公開いたしました。新しいサイトは、情報を発信する側、見る側がこれまで以上に利用しやすく、見やすいサイト構成とすることを基本とし、さらに町からの情報提供や町民のきずなの維持、町へのご意見、ご要望をいただくことを目的としてフェイスブックなどのソーシャルメディアを導入し、運用を始めました。これまでの震災、原子力災害関連やコミュニティー情報、生活に必要な行政情報の提供に加え、町の動きや復興に向けた取り組みなどを的確にお知らせをし、町民の皆様への情報発信の有効な手段として活用していただくよう、今後も内容の充実を図ってまいります。

帰還困難区域等への公益立ち入り及び一時帰宅に伴う立ち入り地区への連絡道路等の安全確保のた

め、蛇喰線ほか5路線、16カ所の応急補修工事を実施しております。また、今回は道路の路肩及びのり面等の除草作業を行い、交差点等の見通しの確保を図っております。

なお、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、6月26日から9月13日にかけて5回にわたり定期的な巡回を行い、引き続き立ち入りバス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

住民の一時帰宅は、本年4月下旬から、特定の月を除いて、おおむね月に1回の立ち入りが可能となり、月曜日と火曜日を除いて、立ち入られる方の都合のよい1日を選べるようご案内を行っておりますが、8月の立ち入りについては、今年の猛暑などにより、一部日程を制限させていただきながら実施いたしました。

なお、4月24日の開始から8月25日までのマイカー立ち入り累計実績数は、2,710世帯、6,664人となっております。また、バス利用の立ち入りについては、これまで5月、7月、8月の3回で延べ6日間実施し、108世帯、158人が立ち入りを行っております。

東日本大震災に関する災害弔慰金につきましては、本年度はこれまでに6件で1,750万円をお支払いしており、大震災当初からの合計では119件、3億5,500万円となりました。

また、双葉地内の放射線量の測定を本年度も専門業者に委託し、その結果を福島県のシステムに登録し、公表しております。現在、本年7月に実施した386地点の測定結果をインターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村とともに公開しておりますが、今後測定結果の印刷配布も行う予定であります。

帰還困難区域の通過交通については、目的を確認した上で、通院や通勤などに限定して通過を認めるとともに、他町村の方でも墓地の所在や親族関係を確認の上、墓参に限定した立ち入りなども実施しております。しかし、双葉郡内の国道においては道路上でも依然として空間放射線量率は高いまま推移しており、若年者の通過や立ち入りは、健康上の理由から引き続きご遠慮していただきたいと思っております。こういった各町村の立ち入りを含む郡内外の通過者、立ち入り者の増加に伴い、町内パトロールを一時立ち入り実施日に行うとともに、警備会社との契約による防災・防犯監視の町内巡回も毎日実施しております。

中間所蔵施設につきましては、候補地の現地調査について環境省主催の説明会が、候補地周辺地区及び町内全地区を対象として各地区で行われ、調査の具体的な手法と内容について説明を受けております。今後、町の方針については、町議会の皆さんとの意見交換等を踏まえて対応を検討してまいります。

一方、国の除染モデル事業候補地として、双葉厚生病院及びヘルスケア一ふたばを中心とした一帯並びにふたば幼稚園周辺地域が環境省で計画されており、他方面で要望しておりました山田地区についてもモデル除染事業への追加も環境省において検討をいただき、地籍等の確認を進めているとの説明を受けております。

津波被災地の瓦れきの集積については、現在被災地区の皆様と国の間で協議を進めており、集積場所の確保に向けて地権者協議を続けており、関係者のご理解とご協力を引き続きお願いするものであります。

双葉町復興まちづくり計画（第1次）の策定を受け、計画に基づき、町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みを進めております。

まず、復興公営住宅の整備につきましては、早期整備を希求する方が多くおりますので、その早期整備に向けて、計画に基づき、いわき市、郡山市、南相馬市を中心に、国、福島県及び受け入れ自治体との協議を進めているところです。秋ごろに復興庁、福島県と共同で住民意向調査を実施し、その結果を踏まえて、各場所ごとの整備戸数、仕様などの協議を加速させてまいります。

また、計画に基づき、町民のコミュニティーづくりを支援するため、双葉町復興支援員を採用することとしました。現在までに町内、町外から合わせて4名が双葉町復興支援員として委嘱され、今後双葉町公式ホームページの運用や広報のための業務支援、避難者の交流支援などの業務を担うこととなります。

計画に書かれた施策の推進方策や、双葉町の復興をめぐる情勢の変化や町民意識の変化に沿った計画のあり方に関する意見を求めるため、双葉町復興推進委員会を近いうちに開催する予定です。この委員会には、津波被災地域の将来の復興のあり方を検討するための小委員会をあわせて設置することとしております。復興推進委員会の場合を活用して、双葉町外拠点におけるコミュニティー形成に関する施策、津波被災地域の復旧復興に関する施策、そのほか計画に掲げられた施策の推進方策などについて、町民の意見を聞きながら検討を進めてまいります。

原子力損害賠償についてであります。6月、福島市で行われた第32回原子力損害賠償紛争審査会において、財物賠償や精神的損害の見直しについて審査会委員に対して意見を述べる機会を得たところです。そうしたところ、9月10日に行われた第34回原子力損害賠償紛争審査会の中で、住宅取得に必要な追加的費用を新たな損害として賠償の対象とするとの考え方や、避難指示の長期化に伴う追加的精神的損害の考え方が示されるなど、審査会において、町の実情を踏まえた一定の見直しの方向が議論されてきているところです。こうした動きに対応して、引き続き、町民の被害実態に沿った賠償指針、基準の見直しに向けて、国等に働きかけてまいります。

原子力損害賠償未請求者は、東京電力によりますと、平成25年8月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が398人となっており、7月末と比較すると17人、5月末とは108人減っておりますが、依然として未請求の方がいらっしゃいます。未請求についての情報は、個人情報保護法の制約により、現時点において東京電力から未請求者情報の提供を得ることができない状況にあるため、広報紙やホームページ等で早期の賠償請求を呼びかけておりますが、引き続き広く周知を図ってまいります。

双葉町弁護団への依頼件数は、8月末現在で延べ271世帯、698人となっております。未請求者のほ

か、請求手続で課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決事項が2件、条例の制定が2件、条例の一部改正が9件、教育委員の選任が1件、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が6件、平成24年度一般会計及び特別会計の決算認定が7件、合わせて27の案件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第54号から議案第66号及び議案第68号から議案第80号までの一括
上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第54号から日程第31、議案第80号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第66号及び議案第68号から議案第80号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第54号から議案第66号及び議案第68号から議案第80号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第54号 専決第7号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,890万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は47億1,610万4,000円となります。

歳入について申し上げます。寄附金は、ふるさと応援寄附金として1,038万4,000円追加いたしました。繰入金は、ふるさと応援基金の繰り入れにより、800万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、埼玉支所移転に伴う経費として322万円を追加いたしました。民生費は、災害救助費の災害扶助費として800万円を追加し、諸支出金はふるさと応援基金への積立金として1,038万4,000円を追加いたしました。

議案第55号 専決第8号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ300万円を減額し、総額は5億5,385万8,000円となります。

歳入につきましては、一般会計繰入金が300万円の減額であります。

歳出につきましては、公債費の利子300万円の減額となります。また、この補正は、6月定例議会

におきましてご承認をいただきました旧公営企業金融公庫資金の4%以上の利率のものを低利率に借りかえるものでありますが、借りかえに伴い、起債の目的及び限度額並びに利率、償還方法等を定めるものであります。

議案第56号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定についてであります。東日本大震災復興特別区域法の規定により、復興産業集積区域において、内閣総理大臣の認定を得た復興推進計画に係る一定の事業の用に供する施設を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第57号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてであります。これは福島復興再生特別措置法の規定により、企業立地促進区域または避難解除区域等において、一定の事業の用に供する施設または設備を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第58号 双葉町埼玉支所設置条例の一部改正についてであります。現在の旧騎西高校内から加須市騎西総合支所内に移転するために改正するものであります。

議案第59号 双葉町税条例の一部改正についてであります。これは地方税法施行令、同法施行規則の改正に伴い、条例で定めている公的年金等受給者に係る特別徴収の取り扱いや、上場株式等の配当所得等を有する場合の市町村民税の課税の特例等について改正するものです。また、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、東日本大震災からの復興や防災のための施策等に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の措置として個人住民税の均等割の税率を引き上げるものです。

議案第60号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは地方税法施行令、同法施行規則の改正に伴い、条例で定めている上場株式等の配当所得等を有する場合や、一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合の国民健康保険税の課税の特例等について改正するものです。

議案第61号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてであります。これは平成25年度地方税法の改正に伴い、諸収入金の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第62号 双葉町奨学資金貸与条例の一部改正についてであります。これは平成25年度地方税法の改正に伴い、返還金の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第63号 双葉町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正についてであります。平成25年度地方税法の改正に伴い、貸付金の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第64号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。これは平成25年度地方税法の改正に伴い、保険料の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第65号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。これは平成25年度地方税法の改正に伴い、保険料の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第66号 双葉町営住宅条例の一部改正についてであります。これは地方税法の改正に伴い、

使用料の延滞金の割合を引き下げる改正であります。

議案第68号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ10億7,545万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は57億9,156万円となります。

歳入について申し上げます。地方交付税は、普通交付税として1億9,007万8,000円追加いたしました。国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金など2億425万9,000円を追加いたしました。県支出金は、市町村復興支援交付金など3億2,486万8,000円を追加いたしました。繰入金は、特別会計や東日本大震災復興基金からの繰り入れにより、634万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、財産管理費のいわき事務所駐車場購入など5,023万5,000円を追加いたしました。民生費は、災害救助費の共同墓地等整備事業や避難所閉鎖に伴う事業など2億6,415万7,000円を追加し、衛生費は健康管理システム事業など1,440万3,000円を追加いたしました。諸支出金は、財政調整基金や東日本大震災復興基金への積立金として7億800万4,000円を追加いたしました。

議案第69号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億5,993万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は14億9,194万5,000円になります。

歳入は、繰越金が1億5,993万4,000円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費が24万9,000円の追加、保険給付費の葬祭諸費が50万円の追加、特定健康診査等事業費が28万円の追加、基金積立金が7,500万円の追加、償還金及び還付加算金が2,636万1,000円の追加、予備費が5,751万3,000円の追加となります。

議案第70号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ503万円を追加し、総額は5億5,888万8,000円となります。

歳入につきましては、一般会計繰入金が482万5,000円及び前年度繰越金20万5,000円の追加であります。

歳出につきましては、下水道総務費の共済費2万6,000円、下水道使用料過誤納付還付金4,000円の追加及び下水道建設費の下水管路被災箇所調査委託料500万円の追加であります。

議案第71号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ135万6,000円を追加し、総額は148万7,000円となります。

歳入につきましては、土地使用料135万6,000円の追加であります。

歳出につきましては、一般会計繰出金135万6,000円の追加であります。

議案第72号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億6,941万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,580万6,000円とするものであります。

歳入については、介護保険料の減免や利用者負担軽減のために交付される国庫補助金の災害臨時特例補助金9,761万6,000円、繰入金23万9,000円、繰越金7,155万9,000円をそれぞれ追加いたします。

歳出の主なもの、保険給付費1億2,650万円、国庫負担金過年度分返還金など諸支出金が4,113万1,000円、また繰出金154万3,000円をそれぞれ追加いたします。

議案第73号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,095万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額が3,289万6,000円となりました。

歳入の主なもの、後期高齢者医療保険料の減免により3,112万7,000円の減額、前年度繰越金が17万9,000円の追加となります。

歳出の主なもの、保険料の減免に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合納付金が3,112万7,000円の減額、一般会計への繰出金が18万円の追加となります。

議案第74号 平成24年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額は58億6,705万4,000円、歳出総額が54億6,355万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億350万1,000円となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源4,749万3,000円を差し引いた実質収支は3億5,600万8,000円となりました。前年度と比較し、歳入が21億5,463万3,000円（26.9%）の減、歳出が20億8,071万1,000円（27.6%）の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は14億1,887万7,000円で、前年度と比較して2,544万5,000円の増となりました。

地方交付税は9億4,032万5,000円で、震災復興分の特別交付税の減により10億9,402万7,000円の減となりました。

国庫支出金は11億9,261万1,000円で、東日本大震災復興交付金などの減により4,120万3,000円の減、県支出金は4億7,769万7,000円で、市町村復興支援交付金や核燃料税交付金の減などにより13億3,282万9,000円の減となりました。

繰入金は8億5,802万1,000円で、東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金など各種基金から8億3,621万8,000円の繰り入れを行い、各種事務事業に充当いたしました。

諸収入は1億5,883万3,000円で、東日本大震災復興宝くじ交付金及び公有建物災害見舞金などにより5,190万7,000円の増、町債は臨時財政対策債1億7,800万円を借り入れ、前年度と比較し1,330万円の減となりました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は8億3,338万円で、前年度と比較し5,000万5,000円の増、扶助費は4億3,165万6,000円で、災害救助経費の減などにより9,443万3,000円の減、公債費は3億9,122万1,000円で、377万6,000円の減となりました。

普通建設事業費は1億989万2,000円で、行政機能応急復旧事業の減などにより6,001万5,000円の減

となりました。

補助費等は4億3,073万3,000円で、中長期派遣職員に係る負担金等の増により5,609万1,000円の増、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金は6億6,303万8,000円で2,208万2,000円の増、積立金は19億8,311万2,000円で21億7,592万5,000円の減、財政調整基金や東日本大震災復興基金などへの積み立てを行いました。

なお、歳出予算に対する執行率は、94%になっております。

議案第75号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が13億7,790万3,000円となりました。このうち国庫支出金は7億5,214万6,000円で、そのうち療養給付費負担金が2億3,014万8,000円、高額医療共同事業負担金が330万4,000円、財政調整交付金が2億6,985万9,000円、災害臨時特例補助金が2億4,740万2,000円となっております。

また、県支出金の高額医療共同事業負担金が330万4,000円、財政調整交付金が5,201万5,000円となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療に係る療養給付費交付金が5,788万4,000円、前期高齢者交付金が1億8,992万4,000円、福島県国民健康保険団体連合会からの共同事業交付金が2,248万3,000円、保険財政共同安定化事業交付金が1億898万8,000円となっております。

繰入金は、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金として9,534万5,000円となっております。

歳出総額は11億7,739万6,000円となり、このうち総務費が1,787万5,000円、保険給付費が9億1,723万1,000円、後期高齢者支援金等が8,906万9,000円、介護納付金が4,003万8,000円、共同事業拠出金が9,662万7,000円、保健事業費が764万2,000円、過年度分交付金の返還金などの諸支出金が880万3,000円となっております。

歳入歳出差し引き2億50万7,000円は、翌年度に繰り越しいたします。

議案第76号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計決算についてであります。歳入歳出とも総額は607万5,000円であります。

歳入財源につきましては、全て一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出についてであります。公有林整備事業費では、森林国営保険料に71万9,000円を支出しております。また、公債費では、借入町債残高3,799万9,000円の元利償還金535万6,000円を支出しております。

以上により、平成24年度の公有林整備事業総決算額は607万5,000円となりまして、前年度決算額617万2,000円に対し9万7,000円の減額となっております。

議案第77号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計決算についてであります。歳入総額は3億3,894万1,000円、歳出総額が3億3,863万5,000円であり、30万6,000円は翌年度へ繰り越しとなります。

歳入内訳につきましては、一般会計繰入金3億3,635万8,000円、繰越金257万円が主なものであり

ます。

次に、歳出についてであります。公共下水道事業費では、下水道総務費の人件費684万円、消費税271万8,000円及び下水道賠償責任保険料2万4,000円などです。公債費では、借入町債残高25億4,983万3,000円の元利償還金3億2,904万7,000円を支出しております。

以上により、平成24年度の下水道事業総決算額は3億3,863万5,000円となりまして、前年度決算額3億5,907万5,000円に対し2,044万円の減額となっております。

議案第78号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算についてであります。歳入は前年度からの繰入金13万円2,000円です。

歳出は、団地管理等の経費を計上していましたが、東日本大震災に伴う原子力発電所事故で警戒区域となり、立ち入りが禁止されたため、管理等の歳出はゼロ円です。

議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額が9億5,987万4,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金が災害臨時特例補助金など3億5,938万6,000円、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金が2億1,868万8,000円、県支出金が1億815万円、一般会計繰入金が1億1,279万3,000円となっております。

歳出総額は8億8,731万4,000円となり、そのうち介護保険の主体であります保険給付費が6億5,446万3,000円で、歳出全体の73.76%を占めております。また、地域支援事業費が845万円、諸支出金が国等への償還金など1億9,456万9,000円となっております。

歳入歳出差し引き7,256万円は、翌年度に繰り越いたしました。

議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が2,362万4,000円で、うち繰入金が2,279万5,000円で、歳入総額の96.5%を占めております。このうち後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が1,967万2,000円、事務費繰入金が312万3,000円となっております。

歳出総額は2,344万3,000円で、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1,967万2,000円となり、歳出総額の83.9%を占めております。また、総務費が310万3,000円となっております。

歳入歳出差し引き18万1,000円は、翌年度に繰り越いたしました。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（佐々木清一君） 日程第32、議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。

（7番 岩本久人君退場）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員の三瓶郁子氏が9月30日をもちまして任期が満了となります。三瓶氏は教育委員として4年務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、三瓶氏から後進に道を譲りたいとの申し出があり、今回新たに任命するものであります。

新たに任命する山本眞理子氏は、南小学校特別支援教育支援員として子供の教育支援に深く携わってこられました。また、スポーツ少年団卓球指導員としても長年指導者として双葉町のスポーツ振興に大きく寄与されるなど教育委員として適任者でありますので、教育委員として任命するため議会の同意をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで岩本久人君の入場を願います。

（7番 岩本久人君入場）

◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

（監査委員 五十嵐一雄君登壇）

○監査委員（五十嵐一雄君） それでは、平成24年度の決算の監査の状況をお知らせします。

お手元に冊子が届いていると思いますけれども、数字的なことについては書面を見ていただければわかりますので、二、三点私を感じたことをお話ししたいと思います。

たびたび議会で国民健康保険税が上がっていることは、議会の皆さん、役場の職員たちは知っていますけれども、一般の人たちは全然わかっておりません。まして、今無税の状態ですので、これが上がったときに取られることになったときにどうなるのだろうというふうなことで、1項意見として加えました。毎年支払いがふえておりますので、基金を見るとまだまだ足りないというふうに感じておりましたので、積み増しをお願いしたいと、こんなふうに思っております。

それから、もう一つは、この役場の開所式の時に、広域圏の会長である広野町長が、やっとこれで双葉郡が1つになったと、こんな意見を言いましたけれども、私もそのとおりだと思っておりました。

だけれども、それぞれの町村でやっぱり温度差があって、例えば中間貯蔵所の件、それから污水問題の件、これはやっぱり今からの役場の町長初め議会の取り組みに大きくよるところが多いのではないかというふうに感じております。

それから、一般質問の中でも見られましたけれども、高齢者の問題、この対策をどういうふうにしていくのかというところがとても関心のあるところでありまして、生活支援課と健康福祉課との連携をもう少し強めていただいて、しっかり対策をとっていただきたいと、こんなふうに思っております。次年度、25年度についてはこの点を重点的に監査していきたいと、こう思っておりますので、こんなことでお願いしたいと思います。

それから、もう一点、双葉町財政健全化及び経営健全化審査意見書をお手元に配付しておりますけれども、この件については実質公債費が24年度は18.9%であり、25%には達していませんので結構かと思っておりますけれども、数字的にはまだまだ高い数字でありますので、財政の健全化を果たしていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時04分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成25年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月19日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

4番 菅野博紀君

2番 白岩寿夫君

6番 谷津田光治君

7番 岩本久人君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。通告番号1番、議席番号1番、羽山君子、ただいま議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番、高齢者福祉の対応について。少子高齢化と言われて久しくなりますが、今や新聞、テレビ等で高齢化対策についての記事やニュースを毎日のように耳にする昨今、6月の定例会にも質問させていただきましたが、その後何か進展はありましたか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

高齢福祉の対応について、何か進展がありましたかとおたがしであります。6月議会でも羽山議員から一般質問をいただいております社会福祉法人の介護保険サービス施設の事業再開についてと認識しております。介護保険サービス施設のニーズについては、全国的に待機状態ということで大変利用者が高まっている現状でありまして、平成23年3月11日の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、高齢者を取り巻く環境は、今も不安を抱えながら避難生活という大変厳しい状況となっております。

双葉町における要支援、要介護の認定状況ですが、平成25年8月現在、要支援者118人、要介護者373人、合わせて491人という現状でありまして、震災以前に比べて45%の増加となっております。このような現状で今も避難生活を強いられているという環境で、高齢者の福祉対策が喫緊の課題となっております。町としても早急に介護保険サービス施設の事業再開に取り組みたい考えでありますので、

福島県、避難先自治体との協議を進め、社会福祉法人の支援に努めている現状であります。

しかしながら、原子力災害による町外避難という状況の中で、福祉施設の設置について、現行制度では市町村が別の自治体に設置するということが想定されておらず、町単独で取り組むには限界があるところでもあります。このため、双葉郡内において福祉関係の共通課題を持つ浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の4町で連携を図り、町外コミュニティー福祉サービスについて事務レベルの情報交換、打合会を開催し、課題解決に取り組んでいるところでもあります。

今後も高齢者の介護予防事業の推進が重要となっておりますので、復興公営住宅の進捗状況を視野に入れながらサポート拠点の充実に努めるとともに、介護保険サービス施設の事業再開について関係機関と十分調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今、ただいま町長さんからお話がありましたが、高齢化が進む中で、確かに大震災とかいろいろありまして、1,549人がふえているという、やっぱり民放さんの報道や、4人の1人が高齢者、総人口の25%を占めているなどと、やっぱり新聞に報道されています。双葉町でも民生費が右肩上がりです。大体平成12年度から22年度で3億円ぐらいなふえ方になっております。これは震災前ですね。やはり早急に考えなくてはならない問題かなと思います。

町長さん、先ほどお話ししておりました町外コミュニティーを考えているということですので、やはり4町とその問題について連携しながらやっていただきたいと思います。私たちは、やはり利用者の利便性とか地域との連携、人材の確保、道路網などを考慮して、町外コミュニティーとセットで整備するのが合理化と考えますし、また民間誘致の考えはないのかなとも思います。例えば、伊達市などは国の指示を待たずに手元資金で除染を行っているという新聞の記事もあります。双葉町としても、町としても参考にしなくてはいけないのではないかと思います。今早急の課題ではないかと思うので、町長、できる限り4町と話をされた上で、いつごろまでなんていう答えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

この福祉介護施設に関しまして、双葉町に、皆さんご存じのように、せんだんという組織がありました。その立ち上げに町としても全面的に支援していくということで、今その検討をしているところでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、通常時の施設運用ではなくて、緊急災害時で、他の自治体に私たち双葉町がお世話になっていると、そういった中でいろいろ制度的に非常に難しい状況であるということをご承知おきいただきたいと思います。

また、この件につきまして、福島県、そして先ほど申し上げた4町で連携をしながら、どういうふうな取り組みができるか、そういう検討もしておりますし、具体的に少しずつではありますが、現状が進んでいると、そういう認識を持っております。当然議員のおっしゃいましたように、高齢者のこ

ういった問題に関しては喫緊の問題であるということは十分私も認識しておりますし、今年8月だったと思いますが、双葉町の高齢化率が29%にたしかになっていると思っております。

そういった中で、10人のうち3人が高齢者であると、そういったことを踏まえまして、民間活用も検討に入れておりますが、非常にこの状況で他の自治体の中で活用していくと。いわゆる双葉町にあったときに運用するものとは大分制度的に違うということをご認識いただきまして、今議員のおっしゃったように懸命に取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、補足の説明を健康福祉課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 大住健康福祉課長。

○健康福祉課長（大住宗重君） ただいま羽山議員のご質問にご説明を申し上げます。

関係郡内4町で担当レベルで7月から現在まで2回ほど、7月、8月、2回ほどやはり介護保険の担当事務と、あと福祉関係の担当事務、当然先ほど町長からもありましたとおり、他の自治体で福祉施設を設置するには、大変現状の制度からかなりハードルがいっぱいありまして、町単独での解決には大変厳しい環境ということで、郡内4町でその課題について、課題を県のほうに当たりながら解決に向けて現在取り組んでいる状況です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 先ほども言いましたが、私たちは避難したくてしているわけではないので、やはり特例というのがある思うのですよね。この辺をもっと国、県に強く言っていただかないと困ります。3カ月を過ぎましたので、また、もうそれによって64歳から65歳、70歳から71歳になる方がふえてくるわけですね。待ったなしということも踏まえて、考えていただきたい問題だと思います。これで、この質問は終わります。

それでは、2番に移りたいと思っております。双葉町避難所について。旧騎西高校の避難所の経費について、平成24年4月より平成25年3月まで電気、ガス、上下水道、灯油代等で5,000万円を超えております。国の支援はいつまで受けるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 旧騎西高校の避難所の経費についてのおたただしですが、双葉町役場として借用した部分を除き、避難所の経費は災害救助法の適用を受けて対応できることを改めて福島県に確認しております。避難所の閉鎖まで同様の対応がとられることとなります。

なお、当該避難所につきましては、平成23年3月30日に埼玉スーパーアリーナから避難後2年半にわたり避難所を継続しておりますが、最大1,423名いた町民も、福祉的な対応が必要な方など、9月13日現在、98名を残すのみとなっております。町として今月10日に避難所住民に対する説明会を開催し、改めて、ここは学校施設であり、長期間の避難生活に適した施設ではなく、衛生面などで不安があること、このたび福島県からの要請を受け、埼玉県が災害救助法に基づく借り上げ住宅の対応を特別に

再開していただいたことなどを説明し、借り上げ住宅等への申し込みと、新たな入居先が決まった方については、入居可能後2週間以内に転居を行うよう求めたところであります。

最後の避難所の住民が退所するまでは避難所は閉鎖しない従来の方針に変わりはありませんが、埼玉支所を中心に避難所住民と話し合いを行い、埼玉県、加須市、福島県等の自治体や、埼玉県社会福祉士会などの関係機関と協議しながら、避難所住民が新たな居住先に早急に移転できるよう促してまいる考えであります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 子供、高齢者、弱者に対する支援は当たり前なのですが、3.11より2年半が過ぎました。避難を強いられた自治体で、避難を継続しているのは双葉町のみです。福島にはまだまだ仮設があいているし、介護の支援もしています。個人個人それぞれにいろんなご事情はあると思いますが、それでは他に避難していらっしゃる皆様の平等性に欠けるのではないのでしょうか。9月8日の町長の新聞のコメントによれば、閉鎖の時期を区切るのではなく、柔軟に対応していきたいとありますが、この「柔軟」の意味は、その場の変化に応じて適切に考えを変えることとも書いてあります。しかし、はじめが必要です。避難所の閉鎖を決断する時期ではないのでしょうか。

ちなみに、騎西高校にかかった明細の中で電気料金が1,550万円、上下水道が800万円など、やはり経費はかかっていると思います。そういう意味で、もう一度町長にその考えをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

避難所の閉鎖についてであります。まさしく平等、公平、公正性ということを考えれば非常に疑問のあるところでございますが、今現在住まわれている方98名、その中で、何度も申し上げておりますが、介護や要支援を必要とする方も多数含まれているのは事実でございます。そういった以外、健全者の方に関しましては、なるべく早く借り上げ住宅、仮設住宅等の入居決定をしていただき、決定後2週間以内で退去をしていただくと、そういうふうに申し上げておまして、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

避難所の閉鎖につきましては、今申し上げましたように、施設に入らなくては対応できない方がおるということを判断して、その閉鎖時期を明確にしていなくてございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 施設に入る方は確かにそれは必要かと。なかなか出られないという部分あると思うのですけれども、福島県にも施設というのはないわけではないと思っております。確かに受け入れ先のことも考えたり、いろいろしなくてはならないかなと思っておりますけれども、逆に、そういうことも入れて、前の一般質問の高齢者福祉も関連させていただきました。やはり早急に考えなくては、双葉町自体でも考えなくてはならない問題ではないかということで、以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 答弁いいの。

○1番（羽山君子君） はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号4番、通告番号2番、菅野博紀、ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番、老人福祉について。現在当町は老人福祉についてどのように対応をしているのか。また、今後どのように対応していくのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

老人福祉についてどのような対応をしているのか、また今後どのような対応を考えているかのおただしであります。先ほどの羽山議員からの答弁とも重複するところがありますが、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、原子力災害による避難生活で高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、その環境に十分配慮した取り組みが必要と考えております。

現在介護認定者は、震災以前に比べ45%の増加となっております。要介護別で見ますと、要介護度の比較的低い要支援1から要介護2の方が増加傾向にあります。これは、長年住みなれた双葉町の自宅を離れ、避難先の借り上げ住宅、仮設住宅など日常の生活環境の大きな変化により、閉じこもり、運動不足による身体機能の低下、先行きが見えない不安などストレスから来るものと考えます。町としては早急に介護保険サービス施設の事業再開に取り組みたいと考えており、震災以前に双葉町で運営されていた福祉施設を立ち上げるため、福島県、避難先自治体との協議、調整を図りながら、社会福祉法人の支援に取り組んでいるところであります。

しかしながら、原子力災害による町外避難という状況の中で、福祉施設の設置について、現行制度では市町村等が別の自治体に設置するということが想定されていなく、町単独で取り組むには限界があるところであります。このため、双葉郡内において福祉関係の共通課題を持つ郡内4町で連携を図り、町外コミュニティ福祉サービスについて事務レベルの情報交換、打合会を開催し、共通課題に取り組んでいるところであります。

一方、現実に老人福祉対策が求められていることから、高齢者等のサポート拠点施設を中心に、訪問活動による特定高齢者の把握、生活相談支援、心身の健康支援、心のケアなどの介護予防事業の推進が重要となっておりますので、復興公営住宅の進捗状況を視野に入れながら高齢者のサポート拠点の充実に努めてまいります。さらに、郡内4町における共通課題について連携を図るとともに、関係機関と十分調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。

老人福祉については、多分国、厚生労働省のほうのやっぱり法律的なものを変えなくてはならないと私は思います。町としては多分後方支援しかできないのかな。せんだんとか、そういうものに対しての後方支援しかできないと思っています。ただ、ここで大きな問題は、私たちは原賠法の中で特例措置をつくってもらわなくてはならない部分があると思うのです。今双葉町で割り当てというか、定員で言うと、グループホームなどで9人とか、そのぐらいの割合だと思うのです。今、町長の答弁に、45%増、要支援、要介護の方。ととてもとても、これ45%増したら、9人の定員でいいのか。数字はちょっと明らかではないですけども、9人ぐらいの定員では、とてもとても追いつかない。ましてや、後方支援をする中で、要望ではなくて、これ要請だと思うのです。国自体が国策でやった原子力事業に関してこれだけの被害を当町、ましてや他町村にも及んでいるわけなので、これはもう定員を上げていただくような要請を町としてしなくてはならないのではないかと。ましてや、それを相手側からではなくて、こちらから要請したときに、国としてはやらなくてはならない状況にあると思うので、ぜひともそういう要請を、町長にそういう要請として国、県のほうに上げていただきたいと。

あと、他町村につくることがなかなか難しいというのも、それはわかります。わかりますけれども、これもやっぱり特例措置ですぐにでも対応していただかなければ、非常にお年寄りの方々が不安に思うようなことがいっぱいあるので、そこは町として、今後そういう行政として対応していただきたいなと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野博紀議員の再質問にお答えいたします。

先ほど羽山議員の一般質問の中でもお話ありました。私たちはこの原子力災害によって避難を強いられている、好きで避難しているわけでない。そういった状況で、通常時ではなく、災害時の特例の対応をしてもらうべきだと。全く私もその考えには同調できるものでありまして、今ほど菅野議員がお話をされたこの制度そのものが非常に通常時の判断で対応されている、そういったことから、所管は厚生労働省になると思いますが、町としてそういうふうな要請、要望を今後行っていきたい、そのように考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 済みません。他4町村との話し合いを今事務局レベルで進めているようなお話を、さっき同僚議員の答弁にありましたが、逆に言えば、その4町村で、他町村も、多分福島県全体にばらばらに避難されている方とか、そういう方も多いと思うので、連携をとった、ここの地区は双葉町頑張ります、あそこの地区には浪江さんお願いしますというような連携をとった方向性を見出していきたいということと、福祉に関しては待ったなしだと思うのです。というのは、今復興住宅が平成27年で整備完了ですよ、年度で。ということは、平成28年の3月までと。これはまだちょ

っと先があるので、そっちの福祉施設に関しては、これは先行していかないと皆さん安心しないと思うので、いついつぐらいまでにはつくりますよというような方向性のあるものを見出して今後進んでいったらいいなと思います。それで老人福祉については終わらせていただきます。

2番の双葉町民の賠償について。双葉町民が東京電力に対して出している賠償、補償に関しては、東京電力が行政、議会に説明している補償、賠償内容とは違いがあると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 双葉町民が東京電力に対して要求している賠償、補償に関して、東京電力が行政、議会に説明する内容と違いがあることについてのおたただしですが、原子力損害賠償については、原発事故による避難生活に伴う精神的損害を初め就労損害、営業損害、土地や建物、家財などの財物について町民の皆様が受けた損害について、加害者である東京電力が誠意を持って賠償すべきです。そのため、町民の皆さんがみずから受けた損害を東京電力に請求することは当然の権利であると考えております。

一方で、東京電力が町民に対して行っている賠償が、東京電力がみずから公表し、町及び議会に説明している賠償基準等とそごがあるとするならば、それはゆゆしき問題であると考えております。東京電力の賠償窓口、とりわけコールセンターの対応については、個別の事情に沿わないしゃくし定規な対応など多くの苦情が町民からも寄せられており、東京電力に対してはコールセンターの改善などを求めてきたところです。今後ともそのような問題があるならば、東京電力に対して社員指導の徹底を初め、被害者に寄り添った対応を図るよう求めてまいります。東京電力は、みずから公表している「親身・親切な賠償のための5つのお約束」にのっとり、誠意を持った賠償を行うように引き続き要求していくとともに、国に対しても東京電力に対する指導の徹底を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これは誠意という言葉、全協の場で東京電力さんに、町長も私が質問したことを、覚えがあると思います。誠意という言葉の前に、国が決めた基準の中で東京電力さんはそれに従って賠償しています。ここは、日本全体が社会主義でも共産主義でもないということ、民主主義だということは、一人一人に対しての賠償は違うと、私はそう感じています。その中で国が入ってきているのであれば、国が責任を持って賠償させなくてはならないというふうに私は考えています。国が基準を決めているわけですからね。だけれども、それに沿ってとって、被害者側の話を聞かないままに賠償が進み、結局損をしている部分が多いと思います。これは徹底して国が悪いと私は思います。国が決めるべきことではない。ましてや、国の説明、東京電力さんの説明、これ、ほとんどがこちらから要請しないと来ない。賠償とちょっと異なりますが、先日のタンクの水漏れ事故。先々週だか全協の場で来たのも、これは議会からの要請だと思います。

その行動に関して、国とか東京電力さんは誠意という言葉には当てはまらないと思うのですよ。そ

の中で、賠償の面で私質問させてもらったとき、話し合いの場所はどこにあるのですかという質問をしました。質問に対してちゃんと書面で返してくださいと、今まで何回も全協の中で東京電力さんと国等にも私は言っていますが、一枚も返ってきていないのがこれ事実です。そこからして、ちょっと違うのかなと。コールセンター等だけではなく、これは東電幹部、国、職員等がちょっとおかしいのではないかと私は感じています。まず、議会であれ執行部であれ、十分ばかにしている対応というのですか、その言葉はちょっとふさわしいかどうかかわからないですが、人をあれしているような対応ではないかと私は思いますが、今後強くそういう面で行政としてある程度のことを言っていかないと、全然賠償が進まないのかなと。

町長と一緒に、紛争委員会の方と双葉町に入りました。その中で、これは違いますよと、見てもいない人たちが物を決めていると。双葉町の現状等を見てもいない方たちが双葉の町民の方の財産を評価するというのは、私はちょっとおかしいなと思っています。ADRに関してゼロにはなりませんよね。皆さんマイナスだと思います。この避難生活等々を考えれば、マイナスの中でもっと町として強い断固たる態度を私はとるべきだと思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野博紀議員の再質問にお答えいたします。

この賠償につきましては、菅野議員も先ほど述べられたとおり、東京電力1社でこの対応をするのは非常に厳しい状況になっているのだろうと。国が前面に出てこの対応をするべきだという考えは、私も全く同じであります。そういったことから、国に要望活動の中でそういうふうな要求をしております。

また、被災をしている皆さんにとって納得のいく賠償や補償がされていないということも十分認識しておりますし、そういったことに関しまして、さきの6月12日に原子力損害賠償紛争審査会の能見会長が双葉町の現地視察をしたときに強く訴えてまいったところでございます。その後、6月22日に福島県のホテルで第34回原子力損害賠償紛争審査会の意見陳述がありました。その中でいろいろ、今菅野議員がおっしゃったような中身について、ほとんど合致するようなことのお話をさせていただきました。最近能見会長から中間指針の見直しについて発言があった報道を皆さんご存じだと思いますが、事故後6年、今から4年後の区域再編の見直しについて、精神的損害に関して一括賠償という発言があったというふうに私は認識しております。それも私たち被災している自治体の各首長が強く紛争審査会のほうに申し入れをした、そういうふうなことで少し前進があったのではないかと、そういうふうに考えております。ただし、双葉町に関しまして96%が帰還困難区域で、4%の方が解除準備区域と、そういったことで非常に線量だけで判断されている、そういったことの不条理といいますが、不公平感に関しまして、先般国のほうにいち早く、そういうふうなことのないように。津波災害で壊滅的な地域があると。その地域が果たして線量だけで一緒にくくられて、あなたたちはもう戻っていいですよというふうな状況には双葉町に関してはあり得ない。ですから、町特有の条件、いろいろ

な問題があると。そういったことに対してきめ細やかな賠償の取り組みをするように、中間指針の中に必ず細則として入れるように訴えてきたところであります。

そういった中、今そういうふうな菅野議員がおっしゃったような中身についても国に要望をしておりますところでありまして、今後も粘り強くそういったような活動をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

今ほどの答弁で、第34回原子力損害賠償紛争審査会の意見陳述会と言いましたが、32回に訂正させていただきたいと思ひます。失礼しました。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これは本当に大事な問題だと思います。きのう、ちょっとある方から電話、双葉の町民の方から電話をいただきました。賠償納得いかないと。そしたら、東京電力さんのほうから電話が来て、あとは、あなたは弁護士対応ですよ、あとは弁護士と話してくださいという対応まであるということなのだそうです。その方が言うのには、弁護士費用、雇うお金があるのだったらちゃんと賠償してほしいというお話もあります。ましてや、双葉町の4%の住民の方々が住んでいる場所は、原子力発電所から3キロ離れていないようなところにあると私は認識していますが、万が一メルトダウンした燃料を引き上げたり何かするとき、帰ってまた避難というようなことがないように、距離的なものも私は十分考えなくてはならないと思ひます。双葉全体が帰宅困難地域になるのかなど私は思ひますが、その定義をちゃんと国に、町長、何に対してもその定義をちゃんとお示ししていただいて、書面でもらっておかないと、今後双葉町民の不利益になるようなことがないように、今後とも陳情、要望等お願ひしたいと思ひます。それに何かお答えがあれば、答弁お願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答ひいたします。

今議員がおっしゃったように、いろいろ取り組んでいるところですが、なかなか国のほうでもそういった証拠になるような確たるものを出すということは非常に難しいのも現状でありまして、私としましては何とかそういうふうなことを、証拠といいますか、今後口約束だけではない、そういうふうなものの対応もしなくてはならないというふうには考えております。

まず、一番今問題になっている賠償基準の見直しも含めて、先ほど申し上げましたが、最低限の条件だと、そういうふうに認識しておりますので、まず被災者代表を入れてほしいということは強く何度も何度も申し入れしているところではあります。被災者代表が入ることによって、被災者の心情、被災者の思いというものが損害賠償を判断する人たちにわかっていただけるのではないかとということで、その取り組みも今後もさらに強く求めてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解お願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今後の避難生活について。今現在、仮設住宅、借り上げ住宅等で避難生活を

していますが、福島県外に避難されている方々に対しての今後の対応はどのようにお考えかお伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 福島県外に避難されている方々への今後の対応についてのおたただしですが、まず私は、今回の全町民避難が東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出によるものであり、そうした事態を招いたのは国によるエネルギー政策、特に原子力発電所の防護対策が十分でなかったことに起因していると考えております。つまり、国による避難指示を受けて避難を強いられたわけでありますから、避難先の県内外の別によって不公平が生じないように対応することが原則と考えております。

具体的には、避難先において公営住宅を希望する町民に対して、町外コミュニティへの希望の有無や新たな復興公営住宅の整備の有無にかかわらず、希望する市町村において入居が可能となるような措置や、福島県内外の借り上げ住宅の住みかえ制度の緩和、特に福島県外から県内に移る場合以外であっても、被害者それぞれが自己決定権に基づく生活の自由選択が保障されるべきであり、柔軟な対応を行うよう、7月23、24日の町単独要望や、8月25日の根本復興大臣来所の際に重点的に要望したところであります。

また、町としては、県内外に避難されている町民の皆さんがコミュニティ構築のため自主的に設立された自治会を側面から支援することとしておりますが、埼玉県加須市、茨城県つくば市に続いて新潟県柏崎市、宮城県仙台市でも自治会が設立されており、今後とも県外避難をされている町民が自治会を立ち上げようとする動きがある場合は積極的に支援をしてまいる考えであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。福島県内、復興住宅等が平成27年度まで整備ということはほぼ決定しているところですが、子供の問題と仕事の問題とを抱えたまま県外に出ている方々の27年度以降は、自分たちで住みたくて行っているわけではないということですよね、借り上げの方々。福島県内もそれはそう、同じようなことがあるのですが、そういう方々にちゃんとした陳情要望を、その方たちへの対応も双葉町として、双葉住民としてやらなくてはならないのかなと、私はそういうふうに思いますが、これに関してひとつ、今後どういうふうな意思を持ってやっていくのか。町としてどういう、そういう方々に支援をしていくのかというのをちゃんとした形で国に陳情していただきたいと思えます。

また、そういう方々から見れば、騎西高校だけが県外避難場所ではないと。騎西に住んでいる方もそういう方がいらっしゃいます、騎西高校だけではありませんよと。ちょっとさっきの話とかぶりませけれども、出られない方に、騎西高校の中に双葉町民でない方はいらっしゃいませんか。そういう方はいないとは思いますが、要介護とかそういう、万が一いらっしゃるとしたら、それは他町村の方々とも話して、そういう対応もとっていかなくてはならないと思えますけれども、この2つ

についてちょっとご答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、県外に避難している町民の皆さんが不公平感のないようにいろいろな取り組み、制度の運用も含めて、平成27年度でどうなるかというおたがでございまして、このことに対しましては数字のほうだけが、年月日だけが先歩きをしまして、現実に復興公営住宅もなかなか、県のほうから用地の提示は受けておりますが、その用地交渉等々非常に難しい状況になっていると伺っております。町としまして、復興まちづくり計画の中でいわき市、郡山市、南相馬市の3カ所に復興公営住宅を希望しておりますが、なかなか地権者の了解等々交渉が、県が主体となってやっておりますので、果たして27年にその建設ができるのか強く県に要望しているところではありますが、何分地権者の権利というものがありますので、その辺は非常に、年月日につきましては多少のずれは出てくるのかなというふうに考えております。そういったことになりましても、町としましては、まず期日どおりにできるように強く働きかけもしなくてはならないし、そういうふうな考えでおります。

あと、借り上げ住宅の県外の町民の方が、例えば学校再開も含めて、こちらの福島県のほうで再開をしたいと。候補地を近々に教育委員会のほうから町民の皆さんにお示しするようになると思っておりますが、そういった場合、例えば県外で家族で住んでいて、子供さんを福島県内に戻して学校に入れたいと、そういった方に対する対応、借り上げ制度がどうかということも、これは問題になってくるのでしょうが、そのことに関しましては運用できると、そういうふうなことを伺っておりますので、その辺については大丈夫だということでもあります。

あとは、避難所の中に町民外の方というお話でしたが、そのことについては私自身今現在ちょっと確たるものを持っておりませんので、後ほど生活支援課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 原田生活支援課長。

○生活支援課長（原田 榮君） 旧騎西高校の中に町外の人がいるのではないかとこのおたがの件でございまして、現在98名おりますが、手元にある資料では町外の方は記入されていないと確信しています。つきまして、住所が入っていませんので、後日住所をちょっと調べさせていただいて、ご返答いたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これ、県外の借り上げ住宅の方々、いろんなご事情があって、27年度以降も1年1年とか、半年ぐらいで契約更新をしているみたいなので、そういう面で町としても今後対応していただきたいと。

あと、騎西高校の中のことは、ちょっとこれは調べていただきたいことでもありますし、そういうお話がちょっとあります。今いらっしゃるかどうかというのはわかりませんが、そういう方たちが、やっぱりそういう他町村とのかかわり合いがある中では、他町村にもかかわってもらっていかなくては

ならないようなことにもなりかねないので、ぜひともそこに関しては今後行政としてやっていっていただきたいと思います。

町長、27年度以降のこの取り組み、要望とかも国に、わかるのですけれども、先ほどから言っているように、県と国には要望ではなくて、要請なのです。要請だと思います。これは、うちの町村、うちの町民が100%悪くない中での原子力の事故と思います。やってくれるのが当たり前なんて皆さん思っていない。自分たちで、自力でこの福島県にいる方たちも一生懸命やっています。その中で、できないのではなくて、県に関しても国に関しても、復興住宅に関しても何にしても、吐いた唾は飲まないでいただきたい。皆さんそれを当てにして一生懸命頑張っているということをぜひとも国、県にもお伝えしていただきたいと思いますので、最後にご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

県外の借り上げ住宅の件でございますが、これは復興公営住宅の建設と必ずリンクしてくるだろうというふうに考えておりますが、まだ復興公営住宅そのものの建設の実態も見えてきていない。そういったことで、例えば復興公営住宅が建設が長引くような状況であれば、もちろん県外も県内も含めて、住んでいる皆さんに関してはその運用の延長というのは当然だろうと思っておりますし、それは強く要請してまいりたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○4番（菅野博紀君） 終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。
2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、通告番号3番、白岩寿夫、一般質問を行います。

1番、学校再開に向けた取り組みについて。子供たちにとって一番思い出の深い小中学校、生徒の数は少ないが、学校再開に向けた取り組みについて教育長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

（教育長 半谷 淳君登壇）

○教育長（半谷 淳君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えします。

学校再開に向けた取り組みについてのおたただしですが、学校再開については、第1次双葉町復興まちづくり計画の中で早期再開を位置づけており、また町長の公約でもあり、重要な課題であると考えております。

学校再開についての実際の取り組みとして、7月以来、候補地の選定や保護者向けの2回の意向調査等、積極的に取り組んできております。

候補地としては、現在いわき市南部を中心に選定中であります。校舎については、既存の施設あるいはプレハブ校舎両面で検討中であり、今後1カ月以内をめどに候補地の絞り込みを行いたいと考え

ております。

意向調査についてですが、該当児童生徒602名を対象に実施しました。8月の第1回目の調査の結果、幼小中、計少なくとも12名の子供たちが入学したい旨の意向を示しております。また、調査と同時に、学校再開に向けての構想としまして、スクールバスの配置、学校給食、部活動、放課後の学習支援、心のケア、県外体験学習等の町として特色あるビジョンを提供しております。これによりまして、9月5日付で発送しました第2回の調査ですが、今後さらなる上積みを期待しておりまして、なお9月18日現在、さらに2名の入学の意向を受け付けておりまして、現在少なくとも14名の入学の意向を確認しております。同時に、保護者からのいわき市内の住宅を要望がございますので、可能な限り情報提供したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 学校の再開は双葉町にとって大きな一歩であり、町民の皆さんにとっても希望が感じられるような思いがすると思います。これで少しでも前に進み、町の復興がやっと近づいてきた感じがします。子供を持つ親の心は、待ちかねていたことでしょう。でも、余りにも学校の再開に時間がたち過ぎた感じがします。これも、原発事故によって県内外へ子供たちが、家族たちがばらばらに散ってしまった今は、別な学校で友達ができ、今の学校になれば、双葉町の学校再開についていろいろな戸惑いがあるのではないかと思います。教育長はどのように感じていますか、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

学校再開については、さまざまな意見が寄せられています。その中で、再開がやはり遅かったのではないかと、あるいは、既に今全国で各地に避難している子供たちがその避難先での学校にも落ちついてしまっているというような声も聞かれております。これは、町が震災後、加須に一旦避難をして、そこでの再開の可能性を模索したということもありますが、いわきの役場の事務所が6月にこちらに移転したことをきっかけに、やはり再開をという声も同時に上がってきたのも事実であります。

他町村のほとんどが学校再開が果たされておりまして、また同時に、全ての双葉郡の小中学校が再開しているわけではありません。その中で、先ほど申しましたように、町の復興、これは震災前の正常な姿に限りなく近づくというふうを考えられますので、病院の施設あるいは学校を再開するのは、やはり大きな意味があるだろう。その中で、今後少しでも双葉の学校に入学したいという保護者、生徒の声を集約して、来年4月1日の開校に向けて努力したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 学校の再開は、幼稚園、小中学校の再開、平成26年3月末まで子供たちが何

人戻ってくるかがこれからの出発だと思います。

1 回目のアンケートの結果が出たが、平成26年3月までの受け付け、どこまで子供たちが戻ってくるかが再開後の出発です。これからの学校再開に向けた教育を教育長はどのようにお考えですか。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員に申し上げます。

最初の答弁の中で、特色ある学校の中身を教育長から答弁されております。それ以外の質問ですか。特色あるものは答弁されているのですが。ですから、答弁されて、それで納得いかない部分を再質問してください。最初の答弁、そこは入っていますか。いや、いいです。もし違うなら許します。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、続けます。

教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの白岩議員のご質問あるいはご意見もあったかなと思いますが、来年3月末までに果たしてどれだけ多くの幼小中の生徒の入学の意思を確認できるかというのは、やはり大きな課題であることに間違いありません。今、先ほどお答えしましたように、町として新たに双葉の学校に入学したいという希望に沿うような形で、最大限環境をまず整えたいと思っております。

その上で一番子供たちがこれまで考えていたことは、やはり勉強の遅れであり、もう一つは、生活環境が非常に崩れてきた。その2点について、できるだけ早目に震災前と同じような状況に戻すために学習支援、そして落ちついた学校生活、楽しい学校生活を送れるようスタッフ、それから教員とともに知恵を出して、構想を練っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 2番、町民の避難生活について。閉鎖の期限も切れずに残してあるただ一つの避難所と、仮設住宅、借り上げ住宅、または新たな土地を求め、家をつくり、自立し始めた町民との生活環境の違いをどのように感じますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町民の生活環境の違いについてのおたただしですが、避難所、仮設住宅、借り上げ住宅にお住まいの町民がそれぞれに特有のご苦勞をされていること、そうした中、個人で住宅を取得する町民が県内外にふえてきていることは承知しております。町としては、それぞれの生活環境に応じた支援を行うことが必要と考えており、避難所の住民には新たな居住先への転居を促す取り組みを、仮設住宅の町民には物置の設置や駐車場の舗装など居住環境の改善を県に要望し、対応をいただいているところであります。また、借り上げ住宅の町民に対しては住みかえ制度の緩和や契約期間の延長を、みずから住宅を再建する町民に対しては二重ローン対策のほか融資制度や税制優遇措置の拡充、継続を図るよう国、県に対して強く要望しているところであります。

さらに、現在の生活環境の違いにかかわらず、震災前における双葉町での生活水準と比べて現在の

賠償が著しく低いことから、新たな場所で生活再建を果たすことが可能となる賠償を示すよう求めるなど、賠償の充実により、一人一人の町民の生活再建が行われるよう、町として取り組んでまいる考えであります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 原発事故から2年6カ月がたち、県内外に住んでいる。加須市、騎西高校の避難所には、6月10日現在で114人となった。町は9月10日に避難所の入所に対する説明会を開き、町長は、埼玉県が実施する民間借り上げ住宅の提供で13日まで次の入居先が決まった町民に対して、30日まで退去するように求めた。介護を要する町民や家族のいる世帯が新たな入居施設や住居を決めるまで避難所は閉鎖しない方針。介護を必要とする人は、入居施設が決まらないままでは避難所は閉鎖しない方針はわかりますが、でも62世帯、92人が生活しているうち、9世帯の29人は移転先が未定。今まで時間があつたのに、移転先を決めずにいた。これではいつになっても避難所閉鎖は難しいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩寿夫議員の再質問にお答えいたします。

避難所の閉鎖についてであります。先ほどお二人の議員の一般質問の中にも答弁で答えておりますが、現在98名の避難所に住んでいる町民の皆さんの新たな移転先ということで、先ほど申し上げましたように、介護や要支援に関しては、これはある程度の配慮をしていくべきだろうという考えに変わりはありません。ですが、健常者の方に関しては強く退去といいますが、早く次の居住先を決定して退去していただきたい、その旨は申し入れしているところであります。現在、先ほど議員がおっしゃいましたように、二十数名の方がまだ決定を見ていないと、そういったことで、その中に健常者の方も多く含まれておりますので、生活支援課を初め、埼玉支所が中心になりまして、今一人一人の町民の皆さんに聞き取りをしながら、なるべく希望にかなった居住先を見つけ、退去していただくように今やっているところでございます。ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 県内にあつた避難所リステルは、4月から9月まで6カ月の避難生活。半年で閉鎖の期限を切った。これは平成25年6月の定例会でも質問しました。いまだ、ただ一つの避難所、埼玉県加須市、旧騎西高校の避難所が開いてあることについて非常に不満と言いますが、批判があるのを私も直接伺っておりますと伊澤町長は言っています。また、埼玉県の避難所で、13日までに次の入所先が決まった町民に対して30日までで退所を求め、介護を必要とする町民に対して新たな入居施設や住宅を決めるまで避難所は閉鎖しない方針はわかります。入所施設は順番があつて、すぐには入所できないので、避難所の閉鎖をしない方針はわかりますけれども、今まで入居先を決めずに避難所で生活してきた町民の皆さんは、次の入居先も見つけず、今まで避難所で何をしていたのかわかりません。新たな住居を決めずに、町長は自宅を、住宅を決めるまで避難所は閉鎖しない方針も改めて

示しています。これでは、いまだにただ一つある避難所の閉鎖は、いつになっても閉鎖の期限も切れずに残してあるただ一つの避難所になってしまう。県内に住んでいる双葉町民が期限を切られ、避難所を後にした町民の気持ちはどのように思いますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩寿夫議員の再々質問にお答えいたします。

避難所の閉鎖のことにつきましては、先ほどお二人の議員を初め、白岩議員の質問の中でもお答えしておりますので、その答えに何ら変化することはないと思っておりますし、答弁は既に申し上げているとおりであります。

避難所の不公平感ということでもあります。平成23年9月にリステル猪苗代が閉鎖された。その時私も、その直前まで3カ月ほどリステル猪苗代に住んでおりましたので、町民の皆さんの本当に残念な思いといいますか、それは私も十分わかっているつもりであります。たしかあの時、7月でしたか、8月に避難所閉鎖ということが、何とか同僚でありました菅野議員と働きかけたことによって9月まで延長したというのも事実であることはご承知おきいただきたいと思っております。そういったことで、何とか町民の皆さんが次の移転先に移れるように、当時自分としては努力したつもりであります。

また、今回の避難所の不公平感については、議員のおっしゃることも十分わかります。しかし、現在、何度も私も加須の旧騎西高校のほうに足を運びまして、町民の皆さんとじかにお話をさせていただいております。先ほどから申し上げていますとおり、98名の方の大半が高齢者の方なのですね。そういったことで、私たちも懇切丁寧に説明をしているつもりですが、なかなかそのご理解をいただけないというのも事実です。生活支援課初め埼玉支所の職員が一生懸命一人一人いろいろな説明をしながら、今回の借り上げ制度は福島県が判断をし、埼玉県に要請をし、埼玉県として特段の配慮をして借り上げの復活をしていただいたと。そういったことの意味がなかなか理解されていない町民があるように感じます。そういったことで、再度まだ聞き取りをしながら、今回この借り上げの制度は最後になりますよ、強く申し上げているところであります。

そういったことから、なるべく早く退去をしていただくように、町としても生活支援課中心に今頑張っているところですが、今申し上げましたとおり、避難所にいる方たちがなかなかその理解をしていただけないということと、あとはいつまでも避難所にいていいよというような発言があったように言われております。そういったことから、私町長になりましてからも、そのような発言を直接言われております。そのことにつきまして、そういうことではなくて、学校教育施設でありますので、ここは避難所として長期間開設しておくこと、そして健康面、精神衛生上の面でも住む場所ではないですよということを何度も何度も申し上げておりますが、なかなかご理解いただけないというのも事実です。また再度粘り強く、そういったことで町民の皆さんに理解をしていただけるように努力を続けながら、なるべく早い時期に避難所を閉鎖できるような方向で頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 3番、まちづくりについて。住民が住めなくなった今、全国どの都道府県、どの市町村に双葉町のまちづくりができるのか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 県内外に避難している双葉町民が1つになるまちづくりについてのおただしであります。9月10日現在、町民は全国40都道府県に避難を強いられており、福島県内には3,841人、福島県外に3,053人が避難しているところです。町民が1つになるまちづくりをするためには、まずこのばらばらになってしまった町民のきずなを回復させることが必要です。

そのためには、町民の交流機会の確保や、町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築、広報紙や町ホームページの見直しなど町からの情報提供の円滑化、充実化、町の歴史、伝統、文化の記録と継承などの取り組みを進めていく必要があると考えております。こうした町民のきずなを維持、発展させていく取り組みを進めて、町民の方々が安心して生活できる環境づくりと、これからの双葉町の復興を担う人材の育成、確保を目指していくことが、長い時間にわたる双葉町の復興を進めていく上で必要と考えております。また、こうした町民のコミュニティーを維持していく上でも、各地に避難している町民が集まって居住できる環境を整備することで、町民が安心して生活を再建することができ、町民のコミュニティーを維持、発展させていく場として、復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の整備が急がれます。

また、帰還に向けた希望を持ち続け、ふるさと双葉町への思いをつないでいくことも、町民を1つにする上では重要と考えております。そのため、一時帰宅の改善や墓参への支援、さらに、ふるさとの荒廃を防ぐ取り組みを進めて、ふるさとへの思いをつなぐ取り組みを進めてまいります。こうした取り組みを通じて、町民が主体となった復興を実現し、どこに住んでいようとも双葉町民が1つになるまちづくりを進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 双葉町のまちづくり、今、日本地図にある双葉町にはもう帰れません。そのために、別の県、そして市町村に双葉町という町がつかれるかどうか。今までこういう問題はなかったと思いますが、よそのまちに双葉町という町がつかれるかどうか。そうしない限り、双葉町ということが、町はできないと思います。いつまでも仮の町ではいけないと思いますので、その点、町長どう考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩寿夫議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる意味は十分理解しておりますし、私も前政権の時も、今政権になってからも、議員と同じような話を政府関係者に話をしました。が、現実的には非常に難しいと。簡単に言いますと、自治体の中に自治体をつくることになってしまいますので、今の制度的なものは非常に無理があると、

そういうふうには判断をしております。ただし、そういうふうな今の制度では無理だと思っけていても、なぜ今私たちがこういうふうな状況で避難生活を強いられているか、そういうことを考えたときに、国策であるエネルギー政策の犠牲者になっていると、そのことは十分強く国に訴えてまいっておりますし、そういったことから、その運用に関しても国が特段の配慮をするべきだろうということも実際に申し上げております。そういったことで、いろいろな関係省庁、また政府の関係者の皆さんにも話ししておりますが、なかなか納得できるような回答を今現時点でいただいている状況ではありません。

そういったことから、またその取り組みを含めて、双葉町民が双葉町に帰還するまでの間、何とか住んでいけるような場所を確保する。そういった意味からも、復興公営住宅とセットにした町外拠点でありますコミュニティのつくり方、そういったもので本当の意味での地方自治が形成できるかということとは甚だ疑問だと思っておりますが、しかし今置かれている現状で最大限で最善の努力は続けていきたい、そのように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○2番（白岩寿夫君） 終わります。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 35分まで休議します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時34分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 通告の許可がございましたので、一般質問させていただきます。

まず、当面の町政課題についてを質問いたします。東日本大震災、巨大津波、福島第一原子力発電所の爆発事故から2年6カ月が過ぎました。町も町民もいまだ郷里には帰れず、困難な生活を強いられております。町長は、町民のために励ましと期待の持てるいろいろな公約を訴え、町長になりました。国県に対して、また東京電力に対して要望、要求等、また改善等を申し込まれ、日々行政長の任務に励んでいると思っておりますが、今現在、伊澤町長にとって町の重要課題、重要案件は何かお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（「議長、申し遅れましたが、私年寄りですので、町長の答弁書を読む速さを少し、自席で答弁するぐらいに少しゆっくりお願いしたいと思っております」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、お願いします。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

現在の最重要案件は何かとおただしであります、原子力発電所の事故から2年6カ月が経過しましたが、原子力被害は今なお収束しないまま、町民の皆さんはいまだふるさと双葉を離れ、全国40都道府県、396の市町村に避難を強いられております。当町では、今後の復旧、復興を進める上での指針として、去る6月に決定した復興まちづくり計画に3つの復興の基本理念を定め、町民主体による復興を目指しており、「子どもたちの未来のために とりもどそう 美しい双葉町」という理念の1つがあります。双葉町がなくなってしまうとは、このことの実現には至りませんし、元も子もありません。ふるさと双葉町を今後も消滅させることなく、地方自治体として存続させていくことが全ての原点であると考えております。

しかしながら、国からは帰還見通しが示されないまま長期間が経過してきており、町民の皆さんのふるさとへの帰還の意思が時間の経過とともに薄らいでいくことが最も懸念されることであり、果たして町民の皆さんのきずな、愛郷心、コミュニティーが維持できるかが極めて大きな課題であると考えております。このためには、町として長期的かつ安定的な財源の確保を基本として、環境面及び生活面全てにおいて安心、安全な未来が示されなければなりません。したがって、このことが実現できるよう、国は責任を持って、総力を挙げた対応を行うよう強く働きかけるとともに、町として取り組みも強化してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) もう少し具体的に聞きたかったのですが、町長、今最重要な課題というのは何だと町長は思っておりますか。総体的には原発の収束で、それができれば我々は帰れるというのがまず基本にはあるのですけれども、町長、今いろんなことにいっぱい頭を使って取り組んでいると思うのですが、私は二つ、三つ挙げれば、これだなというものは何だと思っておりますか、教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田光治議員の再質問にお答えいたします。

今、最重要案件は何かと、再質問でまた、私の答弁の至らなかったせいか、おただしがありました、双葉町が基礎自治体であり続けることが私は最重要な、今双葉町として今後いろいろな課題は、るる議員の皆さんはもちろん町民の皆さんも思っている問題は数多くあります。それぞれ難問であります、まず双葉町が自治体として機能を維持し続けなければ、すべてのことにおいてその解決、前進は見られない、そういうふうを考えております。いろいろな交渉事につきましても、基礎自治体がなくなってしまうと、誰が交渉するのか、東京電力にいろいろな交渉を誰がするのか、国に交渉を誰がするのか、県にそういった交渉を誰がするのか、そういったことで今一番やらなくてはならないのは自治体の継続、それが全てのものに関連している、そういうふうを考えておりますので、ご理解願

いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） ちょっと私の考え方が至らなかったことは認めます。私は、当然それはわかっております。認識もしております。自治体の存続が最重要だということはわかっておりますが、その自治体を残すために今何をというところをほんの少しでもいいから聞かせていただきましたかったというのが本音です。全面的に町、双葉町自治体を残すために、先ほどの白岩議員の質問にも、よその自治体に双葉町つくれるのかというような話がありましたけれども、まず双葉町を残すということは、双葉町に我々が戻らなければならないということがまず前提だと。我々がここに、いわき市にいて、双葉町いわき事務所、ここが役場ですよと言っても、実際町長が前の私の質問の答弁で言ったように、新山前沖にある双葉町役場が役場ですよ。どこに行っても、あれが双葉町のシンボルなわけです。ですから、帰れる努力を、帰らない人、帰れない人、いろいろいると思いますけれども、帰れる努力を町長をお願いします。

次の質問に行きます。原子力政策についてですが、原子力発電所事故から2年6カ月過ぎたが、第一原子力発電所1号機から4号機の現状について、これを町長にお伺いをいたしたいと思います。また、5号機、6号機、これは廃止はまだ明確にはなっていませんが、廃炉にすべきです、廃炉にしたほうがいいのかというお話を方々から聞きます。町長は存続がいいのか、廃炉になったほうがいいのか、今の時点では何とも言えないという答弁になるのかもしれませんが、考えを聞きたいと思います。

次、第一原子力発電所の安全協定、これは一般的に三者協定と言われていますが、安全協定に基づいて合意、協定書を取り交わしたのは町長就任後ありましたか。あったとすれば、何件ぐらいあったか伺いたいと思います。

それから、次、中間貯蔵施設の候補地の調査を承認するのかという質問であります。これ町長、副議長時代に、ないと。議会が前町長に、中間貯蔵施設の候補地の調査は早くやったほうがいいのか、求めたほうがいいのかという要望をしたと思っております。議会としては、前町長の時にそんな意思表示をしたとすれば、調査についてはそう私は問題はないのかと思っておりますけれども、まず町長は認めるのかということと、調査結果が適地と判断された場合、よその大熊、楢葉はまだそれで決まるわけではないという新聞報道もありますが、これらについて町長の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 福島第一原発1号機から4号機の現状及び5、6号機廃炉の見解についてのおただしですが、福島第一原発1号機から4号機については、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議が定めた「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、廃炉措置が進められているところですが、汚染水の処理問題や炉内の状況も把握されないままなど不安定な要素が数多く残っており、この事故が真に収束したと言えるかは甚だ疑問

と言わざるを得ないと考えております。

5号機及び6号機については冷温停止状態となっておりますが、国及び東京電力は5号機及び6号機の廃炉を明言しておりません。8月29日開催された福島県原子力発電所所在町協議会臨時総会において、原発立地町として福島第一及び福島第二原子力発電所の廃炉を前提とした考え方を共有していくことが確認されました。そのため、この所在町協議会での議論に沿って、当町として議会のご判断もいただいた上で、5号機、6号機の廃炉について結論を得る必要があると考えております。

(2)、安全協定に基づいた合意、協定書についてのおたただしですが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書、いわゆる安全協定に基づく合意及び協定書の取り交わしについて、平成25年3月12日の町長就任以降では取り交わした案件は特にありません。議員がご指摘の安全協定に基づく合意及び協定書の取り交わしとは、安全協定第2条の事前了解を指すものと思われませんが、第2条の事前了解は、原子炉等規正法に基づく施設の設置、変更のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関するもの並びに復水器の冷却に係る取排水施設がその対象となっております。これまで福島第一原子力発電所の廃炉措置は原子炉等規正法に基づく応急の措置として行われていることから、安全協定第2条の事前了解の対象となっていないところです。

このようなことから、現在の平時を前提とした安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなってきたと考えております。そのため、福島第一原子力発電所が平成24年11月7日に特定原子力施設に指定され、原子力規制委員会の監視下に置かれることになったことから、新たな枠組みに移行したことを踏まえて、平常運転時での運用を定めている現在の安全協定について、今後現状に即したものと見直しが図らるよう、福島県と連携して協定の見直しを求めてまいります。

(3)、中間貯蔵施設の候補地の調査についてのおたただしですが、国の一方的な発表により、中間貯蔵施設の調査候補地については施設の具体的な姿を示すための現地調査が必要として、環境省はまず候補地周辺の新山、下条、郡山、細谷の4行政区の住民に対し、7月に県内外9地区で10回の説明会を行いました。この中で全町に対する説明会の開催要望が多かったことから、改めて全町民を対象とした説明会を8月下旬から7地区、8回開催したところであります。説明会では数多くの意見や要望が出され、その経過並びに内容については先般議会へも報告されたところであります。調査自体への反対意見もありましたが、おおむね調査そのものよりも、中間貯蔵施設建設の是非や将来の補償についての質問や意見が多く、それに対して環境省は、まずは調査をさせていただき、その結果を見ないと具体的な案は提示できないという回答に終始したとの認識でおります。

このような状況から、中間貯蔵施設の候補地の調査について、町としては地権者の同意と周辺地域住民の理解を前提とした上で、議会との協議を踏まえ、判断したいと考えております。仮に町が調査を認め、その結果が適地と判断された場合は、改めて全町民を対象とした説明会の開催と、国として責任を持った帰還目標や、中間貯蔵施設受け入れに伴う補償や生活再建支援策の提示を国に強く求めてまいりたいと考えており、それがないままでの中間貯蔵施設の議論の進展はあり得ないと認識をしており

ますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） どれも安心できるような答弁で、考え方が町民に沿った考え方であるということが大方わかりました。この前の議会全員協議会の時に、東京電力から固体廃棄物の増設の話が、説明がありました。たしか固体廃棄物、9号棟でしたか。それらは事前了解には含まれないのかどうか。あれ、現在も固体廃棄物等の中には17万本の低レベル放射性廃棄物、いわゆるドラム缶詰めしたものが17万本あるというこの前の説明でした。この9号棟をつくると、30ミリシーベルトまでですか、11万本入るといような説明でした。これはまさしく低レベルのものとはちょっと内容が違って、それも中間貯蔵庫と言われるものになってしまうのか、最終になってしまうのか、これからの状況次第では全く先の見えない施設になると思うのです。

この前の全協の中に、あの低レベル17万本のドラム缶を六ヶ所の埋設センターに運んで、そのあいたところという話をちょっとしましたけれども、運び出せない現状にあるということは十分承知をして言っているのですけれども、今中間貯蔵施設がどうこうというのは、我々のこの居住環境なのですけれども、これは東京電力構内の整理ということになると思うのですよね。これはいっぱい、これからは解体作業なんかが始まればどのぐらいのものが出てくるのかというのは、まず私には想像できない。今までは、高レベルのやつだとラドウエストに運び込んだり、それから大きなものだと、集中ラドウエストを持って行って、細かく裁断したものをまたラドウエストへ運び入れるというように、高レベルのやつはそういう扱い、低レベルのやつはドラム缶詰めというように振り分けでやっていたと思うのですよね。ですけれども、今度のはちょっと、ドラム缶詰にしても、低レベルのドラム缶詰めとはちょっと中に入るものが違うような気がします。それらももっと詳しく説明があるならば理解ができるのかもしれませんが、ただただ11万本入れる倉庫をつくりたいと言われても、ちょっと心配とっております。ですから、町として町長はどのぐらいの説明を受けているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田光治議員の再質問にお答えいたします。

この協定の問題ですが、先ほど申しましたとおり、平常時の状況で、とてもこういうふうな災害があつての判断とは合致しないような内容でありますので、先ほど申しあげましたように、協定の見直しを含めて取り組みをしてまいりたいと。

先ほど、今質問にありましたこの廃棄物といいますか、その線量のものにつきましては、対象となるかどうかは今県に解釈を求めているところでございます。そういうふうなことでございますので、後ほどその県の解釈が来ましたら、議会の皆さんにも報告をさせていただきたいと思っております。

補足につきましては、復興推進課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 谷津田議員のご質問に対してご説明を申し上げます。

その意味では、これまでの福島第一原発の廃炉措置につきましては、原子力等規正法に基づく応急の措置ということでされていまして、事前了解の対象とはならないということでございしましたが、今般特定原子力施設に福島第一原子力発電所が指定されて、実施計画に基づいて対応していくという新たな段階に移行してまいりましたので、議員ご指摘の固体廃棄物の貯蔵施設につきましても、今の安全協定の事前了解に該当しているのか、それとも全く新しい協定が必要なのかも含めて、これから県にその問題意識を伝えて、協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 議会の全員協議会に町長も同席しておりましたからわかると思うのですが、そのほかにも、その前の全協の時にもありましたよね。車の修理場をつくりたい。それから、その前にもう一つあった。それから、今回もこの貯蔵庫の話。課長が言うように、安全協定の見直し、今がどうなっているのかまでわかりませんが、以前、震災前は、関連施設ということであれば、今現在17万本入っているやつも2棟か3棟多分あると思うのですよね。だから、それらの時は町としてどういう扱いだったのかというのはわかるはず。だけれども、駒田課長が言うように、今現在国として対応が決まっていないというのであれば、だけれども震災の時は基準だと思うのですよね。だから、もっと、県も1日もあれば答えてくれると思うのだけれども、とりあえずそれが後々我々の生活に悪い影響を受けるものであるとすれば、少し町長、自治体の存続を考えれば、やっぱりあそこ中間貯蔵施設なんてできてしまうとまた状況は変わるわけですが、双葉町ですから、町内ということにアろうかと思しますので、真剣に、余り、町の環境を考えると汚れないほうがいいわけですから、少し頑張ってそれを解決して行ってほしいと思います。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） 議席番号7番、岩本久人でございます。議長の許可をいただきましたので、通告をしておりました通告書に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目についてお伺いします。町民のきずなについてお伺いします。双葉町復興まちづくり計画第1次が示され、そこには基本理念として、現在の不自由な生活を早急に改善して、町民一人一人が生活再建を果たし、町民のきずなを再考する人の復興を目指すとして示されております。原発事故から2年6カ月が過ぎ、今なお応急仮設住宅、借り上げ住宅等で全国へ避難を強いられております。町としては、崩壊されてしまったこれまでの町民のコミュニティーを再構築する取り組みと、ばらばらになってしまった町民同士のきずなを回復させ、維持、発展させることが今後双葉町を再興させるためには重要な課題だと思っております。そこで、3点についてお伺いします。

まず1点目、現在までの取り組みをお伺いします。

2点目、これまでの現状と今後の課題をどのように捉えているのかお伺いします。

3点目ですが、電話帳もしくは連絡帳等の作成のお考えがあるのかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

町民のきずなの現在までの取り組みについてのおたただしではありますが、本年5月28日に区域再編が行われ、人口、区域ともに96%が帰還困難区域となり、町への帰還までには長い時間がかかることが予測されます。この間、果たして町民のきずな、コミュニティーの維持ができるかが大きな課題であり、長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎は町民の皆さんの強いきずなでもあります。

これまでの取り組み状況につきましては、仮設住宅及び借り上げ住宅者の自治組織などの交流組織の設立支援、イベント実施支援等による交流機会の創出、情報提供の円滑化、充実化のための広報紙並びにホームページの見直し、さらに歴史、伝統、文化の記録と継承のため、文化財の保存、管理、イベントや社会教育学級の開催支援、さらには高齢者が避難先で生活活動の狭隘化による孤立や心身機能の低下を防止するための相談支援事業、介護予防事業としてのにこにこサロンの実施、そして今年度からは健康支援事業として、保養施設等を利用し、心身の健康保持、増進、町民同士の交流を図るリフレッシュふたば事業等を実施してきております。

次に、現状と課題をどうとらえているのかとのおたただしではありますが、長い時間にわたる双葉町の復興を支えていくためには、町民の皆さんの強いきずなが何よりも重要であります。しかし、避難時の移動による疲れ、病院の転院、さらに事故前の住まいとは気候、風土の異なる場所での避難の長期化など、不自由な生活による体調面も心配されるところです。さらに、帰還時期や賠償の先行きが不透明な状況での精神的なストレスもたまりやすくなっております。今後さらに帰還時期が見通せないままであれば、果たして若い人を初め町民の皆さんが双葉町への帰還希望を持ち続けることができるのか懸念されるところであります。このため、復興公営住宅を初め、町民がまとまって住み、コミュニティーを維持できる環境をいかに早くつくれるかが今後の町の復旧、復興にとっても重要な課題であると考えております。当面は安定して過ごせる避難先の環境を整えてあげることが必要であり、またこれまでの事業の継続を初め、町民の皆さんが集まれる機会の拡充、生活の見守りや健康管理への支援を一層強めてまいりたいと考えております。

次に、電話帳または連絡帳の作成のお考えはとのおたただしですが、町民電話帳等については昨年の12月議会でも前町長が一般質問の中でご提案をいただき、双葉町の復興計画の中でも重要な課題として掲載させていただいております。

一方、電話帳に掲載された方の氏名や電話番号、避難先住所などは本人の意思に関係なく公開され

る可能性が高いことは誰もがご存じのことと思います。被災者を標的とした販売や勧誘、場合によっては犯罪に利用される危険性は非常に高く、あるいは悪意を持った第三者からの言葉の暴力、誹謗、中傷の手段となり得ることは十分ご承知のことと思います。国内では電話に対する無警戒な対応が多く、犯罪の手段としての利用は今年に入ってもいまだふえ続けており、巧妙化も進む現状においては、行政による無防備な電話帳の作成はちゅうちょせざるを得ないことをご理解願いたいと思います。

現在町民相互の連絡については、役場の窓口でお互いの番号を仲介することで、本人の承諾等を得た上でお伝えする方法をとらせていただいております。いまだに応急仮設住宅や借り上げ住宅特例によるアパート等で避難生活を続けられている方が多く、区域の見直し等によって東京電力の損害賠償請求が動き出している今、そのほとんどの方が携帯電話を利用されている現状において、生活に密着した皆さんの携帯電話番号は個人情報として守るべき情報と認識しております。それでも電話帳等の活用はコミュニティーの維持の連絡手段としては重要な役割を果たすものと理解しており、今後作成主体や支援事業者等だけでなく、避難の状況を考慮しながら、実施時期についても慎重な検討を続けていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町民のきずなについて、町の取り組みをるる答弁をいただきました。

まず、電話帳について町長から答弁をいただきましたけれども、答弁の中にありましたように、昨年の12月の定例会で町民のきずな、町民同士のコミュニティーの維持について質問をいたした際に電話帳について伺い、当時の執行者の答弁であります。今後作成については多くの町民の同意を得て、前向きに検討したいというような意見がありました。それで、他町村でも電話帳をみんなの連絡帳とかといって作成している町村もあるわけで、いろいろと個人情報の件でさまざまな懸念されることはありますけれども、やはり復興計画の中でも、多くの町民の中から電話帳をつくってほしいという意見があります。孤立しているというような、そういう要望もありますので、12月の定例会で再質問の時には、当時の執行者はつくる方向で検討するというふうなことも言うておりましたので、依然とかなかなか前に進んでいないなど。検討のする余地もないのかなというふうに思っております。ぜひとも、まずはやはり町民の意向調査などをして、そしてまず進めるかどうかを判断するのがいいのではないかなというふうに私は思っております。その辺、電話帳に関するアンケート等を、いわゆるお考えがあるのか、再度質問をしたいと思います。

それと、震災、原発前には、るるお答えいただきましたけれども、町民同士のきずなは日常生活の中で普通当たり前にあったわけです。地域のきずな、隣組同士のきずな、知人、友人のきずな、家族のきずなもありました。こうした心のきずなをどう取り戻していくのが重要であると思います。さまざまな町の取り組みもお聞かせいただきました。きずなをつないでいくためには、確かに行政だけでできるものではありません。町民の力があってこそであります。各行政区での大字会なども開催したり、先ほども答弁にありました仮設、借り上げ等の自治会の集いもやっております。しかし、まだ

まだ組織力、加入率も十分でないところもあります。しかも、全国40都道府県に避難しておりますので、場所によっては人数が少ないところもあります。いろいろこれも復興計画の中にもありますけれども、町民に会いたいという意見もありますし、孤独感がある、話す人が近くいないという町民の意見があります。それで、都道府県ごとに自治体の枠を超えた、避難先での横のつながりをつくってはどうかというふうに思うわけです。自治会だと、形式張ったり、人数も少ないところありますので、それぞれ、北海道なんかには7世帯、青森14世帯とか、全国少なくともちりぢりばらばらに避難している箇所もあります。富山6世帯、石川6世帯と、北陸なども本当に少ない世帯数の双葉町民が避難しております。九州もそうです。そういったところで、ほかの自治体とあわせて、やはり寄り添っていかねばいけないのでないかなというふうに思っております。こういった小さな組織でもいいですから、きずなの会というような組織を立ち上げるような、そういう提案ですが、考えなどがあるかどうかお答えをお願いしたいと思います。

それと、きずなというものは、町民同士だけのきずなだけでもありません。今後の課題としてですけども、受け入れ自治体の住民との新たなきずなづくりも重要ではないかなというふうに思っております。特にいわき地区には多くの原発避難者の方がおります。さまざまな問題が、これ生じているのも間違いではありません。誤解を招いている受け入れ住民との摩擦をどう解消していくのかというのも非常に今後の問題ではないかと思いますが、今町長の、我々避難者と受け入れ自治体との住民との今後のやはり融和というか調和、そのあつれきをなくしていくための今の思いというか、考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、3点についてお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本久人議員の再質問にお答えいたします。

まず、初めのアンケート、電話帳の作成についてアンケートをとって見たらどうかというおただしだったと思いますが、先ほどから申し上げていますように、携帯電話がほとんど今の遠く離れた町民同士の連絡手段になっているのかなというふうに思っておりますし、これが確かに町民同士だけで運用されるのであれば非常に有効な手段でありますし、お互いいろいろな連絡もとり合えるというふうに認識しております。しかし、先ほど申し上げましたように、いろいろな犯罪に利用される危険性は、これは拭えないと思っております。そういったことで、情報が漏れないような手段でそういうふうな方法があるならば、もし議員がそういうふうなお考えあるのならば、後ほどお聞かせいただいて、そういうふうな検討にも入らせていただければと思っております。

まず、アンケートにつきましても、そういうふうな考えは検討させていただきたい、そういうふうな思っております。

2番目の全国に避難している自治体にお世話になっている町民の皆さんのきずなの取り組みですが、その件につきましても、残念ながら私、そこまでの深い考えはなくて、なかなかそういうふうな、

町民の皆さんにいろいろな情報を提供する場というか、今までの手段しか考えついておりませんでした。そういったことで、議員の今ご提言も含めて、非常にいい取り組みだろうと考えておりますので、それがどういうふうに具現化できるか今後検討を重ねてまいりたいと思います。

3番目の受け入れ自治体との融和ですが、これに関しましては福島県内も県外もいろいろなところに町民の皆さんがお世話になっております。全国40の都道府県、全国で396の市町村にお世話になっているのが現状であります。そういった中で、町民の皆さんがいわれのない中傷や、そういうふうな被害があってはならない、そういうふうに思っておりますし、まず差し当たって、こちらいわき市でお世話になっているこの役場としても、地元のいろいろなイベントやいろいろなそういうふうな集会等々参加をさせていただき、まずこちらにお世話になっている感謝の思いを伝えていくことから始めているところでございます。そういったことに参加をし、感謝をしている現状を伝えることが地元の受け入れ自治体の皆さんの融和につながるのかなと、そのように思っておりますし、なかなか全部のお世話になっている自治体に伺うことはできませんので、文書等も含めてそういう対応をしていきたい。住んでいる町民の皆さんにも、そういうようなお考えで、地元受け入れしていただいている自治体の皆さんと交流を図っていただければ、よりよい環境ができるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） まず、電話帳の件については、他町でもやっておりますので、富岡、浪江町でも電話帳を作成をしております、安全、安心のための取り組みなどもやっておりますから、後ほどちょっとお話をしたいと思います。

最後の質問でもう一点お伺いしますが、本当の意味でのきずなというのは、やはり顔と顔が見えるような取り組みだというふうに思います。地元の方への受け入れの方への感謝の気持ち、やはりこれも顔と顔を合わせて感謝の気持ちをあらわすという町長のお答えだったというふうに思いますが、今「絆通信」、全国に避難している方々を紹介をして、「ふたば」広報などにも載せておりますけれども、まだまだごく一部ですよ。今後も続けていくのかというふうに思いますが、町民一人一人の生活再建、そして町民一人一人の復興と、復旧計画にも示されておりますけれども、そういうのであれば、やはり町民一人一人の避難状況、全国に避難している、40都道府県に避難している町民一人一人の避難状況というのもやはり町としては把握をしなければいけないのではないのでしょうか。町民同士のきずなも大事ですし、行政と町民とのきずなも大事なわけです。復興推進課で復興支援員の方も4名ほど決まっております。なかなか大変かとは思いますが、復興支援員の方だけではなくて、職員の方、臨時職員の方も含めて、町民の避難している方々のところへ伺う。戸別訪問ではないですけども、訪問してはいかがかなと。町民の皆さんの様子を見に伺ってはいかがかなと。そして、避難先での現状を聞き取ったり、元気である様子などを伝えるために、私は広報紙に「絆通信」を載せるのも、これも大事なことです。新たにきずなアルバムみたいなものをつくって、そして伺った方の顔写真と

か現状の報告とか、町に対する要望とか、そういったものを載せる、そういった冊子のようなものをつくってはどうかなど。

今後この避難が長引いて、もう会えなくなってしまう町民の方もいらっしゃるかわからないわけですよね。だから、そういう意味で、そういう冊子をつくって、写真を載せて、今こういうところにいるのだなというふうなところを町民の皆さんが把握できるような、そういう取り組みなどもどうかというふうに思うのですが、最後にお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本久人議員の再々質問にお答えいたします。

町民のきずなということで、全国40の都道府県、396市町村にお世話になっている町民の皆さんに私自身が一番そこに赴いてじかにお話しできれば、最高にいいことであると認識しております。しかしながら、今この現状ではそれもできませんので、今議員のご指摘のあった復興支援員が4名委嘱しております。そういったことの支援員でそういうふうな対応ができるか。また、職員の派遣も含めて、そういうふうな議員のお考えの意味というものを理解しておるつもりですが、可能かどうかも含めてそういうふうな検討はしたい、そういうふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、大きな2点目について、原子力損害賠償の町の対応についてお伺いします。東京電力株式会社への原子力損害賠償請求が民法の損害賠償請求権の時効3年が来年3月成立まであと6カ月余りとなりました。現在我が町は、双葉町弁護団による原子力損害賠償紛争解決センターへのADR手続を進めておりますが、町民の中では直接請求とADR請求とでは賠償額において差が生じる場合もあり、町民の間に不公平感があるのではないかと感じております。そこで3点についてお伺いします。

1点目は、原子力損害賠償の未請求者は現在まで何名いらっしゃるのか。また、今後の対応をどのようにするのかお伺いします。

2点目は、双葉町弁護団によるADR申し立ての現在までの進捗状況をお伺いします。

3点目は、町として町民の代理人となり、町民の精神的慰謝料をADR申し立てをするお考えがあるのかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 原子力損害賠償未請求者は現在まで何名か、また今後の対応はとのおただしですが、平成25年8月末現在で仮払金受領後に本賠償請求を行っていない狭義の未請求者は398人となっており、7月末と比較すると17人、5月末とは108人減っているとの報告を東京電力から受けております。さらに、仮払金を請求していない方については、東京電力においても把握が困難であることから、これに加えて仮払金も請求していない未請求者もいるものと見込まれます。

未請求者に対して請求を促すことは、本来、事故の原因者である東京電力が徹底すべきことです。東京電力はダイレクトメール等による周知を行っていますが、そのさらなる徹底を求めてまいります。さらに、町としても広報紙やホームページ等で賠償請求を呼びかけており、引き続き広く周知を図ってまいります。

町が未請求者情報を把握することができれば、個別に請求を促していくことも可能ではありますが、個人情報保護法の制約により、現時点において東京電力から未請求者の情報を得ることができない状況となっております。現在この問題を解決するため、国、福島県及び双葉郡8町村と連携して、東京電力からの未請求者情報の町への提供について協議を進めているところです。その上で、町としても必要な対応を図ってまいります。

双葉町弁護士によるADR申し立ての現在までの進捗状況についてのおたただしですが、弁護士依頼件数は8月末現在で延べ271世帯、698人となっております。うち、和解仲介申し立て件数は251世帯、622人です。

これまで長期避難による家族の離散や健康状態の悪化など個別情報による精神的損害が2割から3割増となった事例も多くなっているほか、避難費用や休業補償などの争いのない項目については一部和解が進められているところです。原子力損害賠償紛争解決センターによれば、和解仲介委員や調査官の体制が発足当時と比較して10倍に強化され、申し立てから四、五カ月を目標に処理を進めていると聞いておりますが、相応の時間がかかっていることは事実です。そのため、弁護士に委任する町民の皆様の不安の解消に努めるため、弁護士と町民の皆様とのコミュニケーションの強化、一部和解の積極的な活用など町弁護士にお願いしているところです。引き続き町弁護士と連携をしながら、町民の賠償手続が円滑に進められるよう支援してまいります。

町として町民の代理人となり、町民の精神的慰謝料をADRに申し立てするお考えはあるのかのおたただしですが、原子力損害賠償紛争解決センターは、精神的損害に関して、申立者の個別の事情に応じて和解案を提示しております。そのため、町が代理人となって申し立てをする意義に乏しいものと考えております。

紛争解決センターが原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき、申立者の個別の事情に応じて和解案を提示している以上、町民が被害に見合った精神的損害を得るためには、町民が厳しい避難生活の現状を適切に紛争解決センターに説明できることが重要と考えております。そのため、町として双葉町弁護士を平成23年12月に立ち上げ、町民の皆様が紛争解決センターへの申し立てを容易にできるよう独自の仕組みをつくってまいりました。その結果、先ほど答弁したように、精神的損害において個別の事情に応じた増額という成果も上がってきているところです。さらに、町民が全体として精神的損害の増額を得るには、賠償の指針となっている原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の改訂がなされなければなりません。そのため、6月の原子力損害賠償紛争審査会においても精神的損害の増額を含めた要望を行っているところです。町としては、町民が個別の事情に応じた精神的損害を得る

ことを支援するため、引き続き町弁護団を活用するとともに、町民全体が精神的損害の増額を得るため、国に対して中間指針の見直しを求めていくことでこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 未請求者ですけれども、5月末で506人が、3カ月過ぎまして108人減り、398名ということで、6月議会の時にもこの件はお伺いしました。答弁の内容は、余り6月議会とはそう変わっていないのですけれども、東電の対応に関してですね。個人情報だということで、なかなかお知らせ、情報を流せないということで、町長は石崎代表に加須でお会いしたときに、強く口頭で、この未請求者の問題に関して強く町長のほうから石崎代表に求められて、私の責任を持って対応していただくと言っているながら、今なお回答はいただいているのでしょうか。その後はまだ石崎代表には未請求者の件に関しては町長のほうではお伺いしていないのか。お伺いしていても、まだなお回答をいただいているのか、その辺ちょっとお答えをお願いします。

それと、3番目の、町が代理人となって精神的慰謝料をADRに申し立てしてはいかがかというような考えであります。さまざまな問題もあります。浪江の対応も、全てが全て町民から理解を得ているのか、また他町からとか、あとまた避難先からのいろんな意見もあるようなことは聞いております。しかし、町長もこれ、国、東電にも、原子力損害賠償紛争審査会にも要望として、長引く不自由な避難生活の労苦に見合った精神的損害の見直しを要望して、増額を求めているわけですね。審査会の指針が見直されなければなかなか難しいというのはわかりますけれども、私はその未請求者398人が時効の恐れがあると思うのですよ。そういった件でも、もしADR申し立てをすれば回避ができるのではないかなというふうに思うのですが、間違っていますか。町の賠償請求をしている桑折町なども、直接請求からADR申し立てに切りかえたと聞いております。原子力損害賠償支援機構の相談会でも、弁護士の方々は、これは個人の対応によると思うのですけれども、ADRを勧めているわけですね。そして、何よりも大事なことは、ADR和解による増額の実例を、これを同様の被害者にも適用するということが、これが大事なことなわけですね。そのためにもADR増額の実例があります。個別の事情とはいっても、それは町として代理人となっても、それぞれ個人個人の個別の事情について訴えていけばいいわけですから、決してその集団申し立てが東電の言う「個別の事情」には当たらないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺検討をするお考えがあるのか、もう一度ちょっと、そのADRの増加の実例を同じような被害者にも適用するためにもという考えの上での検討をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、これも6月定例会で財物の賠償についても聞いたのですけれども、他町村との連携を強め、問題意識の共有を求めましたけれども、6月の議会で財物賠償の件で他町村と連携をしてはどうかというように質問したのですが、町長の答弁は、ここにもありますけれども、今現在帰町している町、帰村している村、来年度戻る町、また戻れない町と賠償に対しても考えのずれはいろいろあり

ますけれども、精神的損害とか、共有する問題は必ずありますから、意思の統一をして町村会の中できちっと共有して対応していくというようなお答えもしております。そんなことから、町長、この精神的慰謝料の、精神的な慰謝料ですから、慰謝料の増額に対して他町村との取り組みを、連携についてもお考えをお伺いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、石崎復興本社の回答につきましてではありますが、詳しいことにつきましては復興推進課長のほうから説明させます。

2つ目のADRで条件事例、精神的損害の増額の似たような案件の場合は同じ対応をするべきだろうということは、これは当然申し入れておりますが、その辺の対応、今後のことにつきましても復興推進課長のほうから説明させます。

精神的慰謝料の取り組みでございます。町村会で共有する問題は一緒に連携し合っていきたいと。それはまさに今それはやっておりますし、さらには先般原子力所在4町協議会でもそういうふうな話をさせていただき、実は双葉町が案をつくりまして、関係省庁のほうにそういうふうな要望活動もしてきております。そういうふうなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） では、岩本議員のご質問に対してご説明を申し上げます。

私のほうからご説明させていただくのは、まず東京電力の未請求者の情報提供に関する対応でありますけれども、今現時点、東京電力から説明を受けておりますのは、やはり個人情報保護法の制約から本人の同意が必要であるということで、未請求者に対して同意を経た後、町に対して提供するということの運用でやっていきたいという説明を受けておりますので、今東京電力のほうでその作業を進めている段階と報告を受けております。

また、ADRで個別事情に応じて精神的慰謝料を初め個別の和解、仲介が出ております。それについて直接請求にも適用すべきではないかということは、東京電力との面談の際にも申し上げているところでありますが、東京電力のほうからは、ADRの和解案件というのは個別特有の事情が上がった上で和解がされているということで、あまねく適用することは難しいという回答を得ておりますけれども、この点についてもこれからも粘り強く、国も巻き込みながら、ADRで包括的に、共通的に認めているような案件についてはぜひ直接請求にも適用していきたいというのは、これからも粘り強く国、東京電力に求めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁お聞かせいただきました。先ほどからも1次避難所、加須の避難所の件もありますけれども、まだ、いまだに閉鎖されず、100名足らずの方が増額の精神的慰謝料をいただいております。本当に原子力損害賠償、個人個人の力ではなかなか限界がありまして、町民の公平、

公正の立場から町民一人一人の生活再建、個人の復興をなし遂げるためにも、今後とも町の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時46分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成25年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年9月25日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第54号 専決処分の承認について
専決第 7号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第55号 専決処分の承認について
専決第 8号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第56号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第57号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する
条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 双葉町埼玉支所設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第62号 双葉町奨学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第10 議案第63号 双葉町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について
- 日程第11 議案第64号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第65号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第66号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第14 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第68号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第69号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第70号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第71号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第72号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第73号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第74号 平成24年度双葉町一般会計決算の認定について

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第54号 専決処分の承認についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号 専決第7号 平成25年度双葉町一般会計補正予算(第2号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第2、議案第55号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 専決第8号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第

2号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第56号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) これに関しては上位法というのは非常にわかるのですが、今の双葉町には現状合っていないような条例だと思えますので、こういう見直し等に関して、ちゃんと意見を言える場というか、国、県に意見を言ってほしいなと、うちの町には合っていないということを一言つけ加えてほしいなと思えますので、よろしくお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) ただいま菅野議員のお話にあったとおり、そういうふうな場合には国に対してきちっと説明を求め、こちらの対応としてやっていきたい、そのように考えております。

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) この東日本大震災復興特別区域というのが双葉町には、どこが関係してくるのか、しないのかを教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 税務課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 舶来税務課長。

○税務課長(舶来丈夫君) ただいまの谷津田議員さんの質問に対しましてご説明申し上げます。

多分ご存じだと思うのですが、福島復興再生特別措置法と、あと東日本大震災復興特別区域法、こちらのほうにつきまして、福島県と県内59市町村の共同申請によりまして、ふくしま産業復興投資促進特区ということをして24年の4月20日に申請しております。それで、双葉町の位置ですが、これは双葉工業団地ということですので、今回このような条例を出させていただいたのは、先ほど菅野議員さんのほうからもありまして、整合性をとるために一応こういう条例を制定させていただくということで上程させていただきました。

以上であります。

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第57号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第58号 双葉町埼玉支所設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 双葉町埼玉支所設置条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第59号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号 双葉町税条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第60号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第61号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第62号 双葉町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号 双葉町奨学資金貸与条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第63号 双葉町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 双葉町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第64号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第65号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第66号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。

(7番 岩本久人君退場)

○議長(佐々木清一君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

岩本久人君の入場を願います。

(7番 岩本久人君入場)

○議長(佐々木清一君) ここで暫時休議いたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時30分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第68号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 3款民生費の目1災害救助費の委託料、共同墓地整備事業委託料、これ常任委員会の勉強会でも申し上げましたが、いろいろ注文つけましたが、共同墓地といっても、参加する人たちにもいろいろな形があって、一般的に「共同墓地」と言いますけれども、古く昔からのしきたりに基づいた運営をやっている共同墓地もあります。ですから、共同墓地管理者の区長の話だけではなくて、その構成員、いわゆる墓地の使用者全員に対しての納得いくような説明があってから整備に入ってほしいというふうに思っております。管理者、区長といえども、我々の地域については3カ所4カ所管理しています。ですから、いわゆる3地域が一つの区を構成していますので、前田、目埴、水沢にしても、前田のほう、いわゆる以前の本村でなくて後から入ってきた人たち、一般的に前田川原という、いわゆる旧国道沿いに家を構えた人たちは、目埴に墓地があります。もともとの前田本村というところは、288号線から山田に向かって行って、下条堰の先の右側の高いところ。水沢の墓地は、一村総持という登記をしている部落の土地にあります。ですから、いろんな形態がありますので、これらをちゃんと説明した中でこの予算を執行していただきたいと思いますが、町長よろしいでしょうか、それで。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

今ほど共同墓地といってもいろいろな形態があるので、それぞれの墓地の所有者に対する説明をきちっとしてほしいというおたがだだったと思いますが、どのようにすればいいのかということが、双葉町民がご存じのとおり全国の40都道府県に分散して避難をしている状況で、なおかつ396の市町村に避難をしている現状でありますので、なかなか集まって説明という分には難しいのかなと思っております。ただ、文書等で広報をして皆さんにご理解をいただくというふうな手段は可能なのかなと思っておりますので、そういったことも踏まえて検討して対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 私、一般的に考えると、この前の説明もそうだったのですけれども、管理者の区長さんに多分連絡をしてその話し合いをするのだと思うのです。区長個人だけでいいとか悪い

とかというのは決めかねると私は思っているのですよ。ですから、その辺の指導、区長に説明しても、区長からその先、共有使用者に全部話が通じるようにしていただきたいというのと、大変これ高額な予算です。重機を入れるような共同墓地、入れないような共同墓地、いろいろあると思うのですよ。ですから、どういう方法で、どういう業者を選定するのかということもありますが、できれば業者に、先祖様の墓地ですから、やたらに入って、整備します、直しますといっても、何となくしっくりいかないところが出てきたのでは、これだけの予算使ったと思ってしまいますので、できれば立ち会いでやってもらうのが一番いいような気がするのです。その辺も、先祖様が眠っている墓地ですので、十分気をつけながらやっていただくような業者を選定していただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今ほどの谷津田議員のおただしでございしますが、そういうふうな状況をわかっている業者を選んでやってもらうようにということでございしますし、当然各双葉町内の墓地につきましては各双葉町の業者さん以外の業者も入っております。そういったことで、個人のニーズに合ったような対応をできるかどうかも含めて検討しなくてはならないと思っているということと、あとは双葉町内が96%が帰還困難区域ということで、場所によっては非常に高線量地域があると、そういった場所に関してもどのようにできるかということも含めて検討していかなくてはならないだろうと思っておりますし、立ち会いという話、今ありましたけれども、非常に線量の高い地区で立ち会いというのはなかなか健康管理の部分で難しいのかなとも思っておりますし、そういうことも含めていろいろ判断をさせていただきたいと思っております。なるべく墓地の所有者の考えに沿ったような対応をできるように検討していきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今、共同墓地といいますけれども、細谷地区などは個人墓地もありますので、個人的に一軒一軒家ありますよね。そしてその中で、やはり区長さんとお話ししていただいて、例えば立ち会える分であれば立ち会って、除染とかそういうのをさせていただければ助かります。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 個人墓地につきましては、非常に手続上難しい部分もありますが、いろいろこちらとしまして、個人だからできないということではなくて、いろいろ個人の希望もお聞きしながら、できる限りの対応をしていきたいと、できるものに関してはなるべく対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） やはり対応というか、平等性に欠けてくるので、「共同墓地」と書いてありますけれども、先ほど谷津田議員さんが言いましたように、やっぱり先祖のお墓なので、平等に願

いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第69号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳入に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第70号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第71号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第3款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を、
原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第72号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第73号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第21、議案第74号 平成24年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 14ページ。第14款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 19ページで、第15款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 23ページで、第20款町債。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 24ページから、歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。41ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。50ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。52ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 58ページ。第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 65ページ。第11款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号 平成24年度双葉町一般会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時55分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成25年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年9月26日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第75号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第2 議案第76号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第77号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第78号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 発議第 3号 道州制導入に断固反対する意見書案
- 日程第8 発議第 4号 東京電力(株)福島第一原子力発電所5、6号機廃炉に関する意見書案
- 日程第9 発議第 5号 東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を求める決議案
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第75号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。8ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 13ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。17ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第76号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第77号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第78号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを、
原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 9ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。14ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書案を議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(4番 菅野博紀君登壇)

○4番(菅野博紀君) 道州制導入に断固反対する意見書提案理由。

発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書について提案理由を申し上げます。

我々町村議会は、平成20年以降、町村議会議長全国大会において、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」の決定に総意し、道州制導入に関しては、町村や国民に対して丁寧な説明や十分な議論を踏まえることが重要であることを認識しておりました。

しかし、政府与党において道州制導入を目指す法案の国会への動きがあり、また野党の一部において共同で、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提案し、衆議院内閣委員会で閉会中審査の取り扱いとなっております。

町村や国民への説明や十分な議論を行わないまま、道州制導入を決定したかのごとく法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であり、これまで当町を含め全国の町村は、住民や国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全などに努めながら、町村でいろいろな取り組みを住民とともに個性あるまちづくりを進めてきましたが、道州制導入となると効率性や経済性を優先し、地域の特殊性を生かした多様な自治体を否定するものであり、到底、地方自治体と呼べるものではありません。

よって、当議会は、道州制の導入を断固反対する意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりでございますので、朗読は省かせていただ

きます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣内閣府特命大臣（地方分権改革）道州制担当であります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書案を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、発議第4号 東京電力(株)福島第一原子力発電所5、6号機廃炉に関する意見書案を議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） 発議第4号 東京電力(株)福島第一原子力発電所5、6号機廃炉に関する意見書について提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故は、極めて深刻な事態であ

り、2年6カ月を経過したが、いまだ収束の見通しが立っておりません。

汚染水の海洋流出など、今もなお数々の事故が発生しており、故郷への思いを抱く町民に、強い不安感を与えております。

福島第一原子力発電所の立地町として、これまで国策としてのエネルギー政策に協力し、原子力と共生のまちづくりを進めてきましたが、事故発生により国の避難指示で故郷を離れ、帰町時期の見通しが立たずに、長期の避難生活を強いられています。

今、町民にとって最大の願いは、一刻も早い事故収束と、安全な環境で安心した生活に戻れることでもあります。したがって、9月16日に安倍内閣総理大臣が東京電力に対して、福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を要請したことは、当然の判断だと受けとめております。

よって、国に対して次の事項について、強く要請するものであります。

1、汚染水を始めとする福島第一原子力発電所1～4号機の事故収束は、国が前面にたって取り組むこと。2、5、6号機を含む福島第一原子力発電所廃炉の実施については、国が責任を持って、安全の担保と早期の進捗を図ること。3、廃炉措置の実施に当たっては、立地町への説明責任を果たすとともに、立地町の意見を十分に踏まえ取り組むこと。4、復興に向けた被災町の財源は、国が責任を持って確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりでございますので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、原子力規制委員会であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第4号 東京電力㈱福島第一原子力発電所5、6号機廃炉に関する意見書案を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

(「議長、休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時26分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長(佐々木清一君) 今、提案理由の説明の中で日にちの読み違いがありましたので、再度、提出者、菅野博紀君より訂正をお願いします。

菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) ただいま提案理由の説明の中で、安倍内閣総理大臣が来た9月「16日」と発言しましたが、それを「19日」に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐々木清一君) 菅野博紀君のほうより提案理由の中の日にちの間違いということで今訂正がありましたので、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) はい。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、発議第5号 東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を求める決議案を議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(4番 菅野博紀君登壇)

○4番(菅野博紀君) 発議第5号 東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を求める決議についての提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、原子力事故としては世

界でも類のない極めて深刻な事態であり、2年6か月を経過したが、目に見えない放射能による健康への不安や土壌汚染による農作物への影響、それに伴う風評被害や山林の汚染、更には昨今、発生している汚染水の海洋への流出や汚染水貯蔵タンクの漏えいなどなど多くの問題を抱えている。

当町は、これまで福島第一原子力発電所と共生したまちづくりを推進してきたが、発電所の事故により、故郷から避難を強いられ、96%が帰還困難区域となり、除染の見通しもたらず、いつ帰町できるのが不透明な中、全町民が長期の避難生活を強いられている。しかしながら、福島第一原子力発電所の収束は見え、また、生活再建に必要な損害賠償が十分でないなど、事故の原因者である東京電力(株)は、真摯な対応をしているとは言い難い。

このような中、平成25年9月19日、安倍内閣総理大臣が東京電力(株)に対して、福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を要請した。

今、町民にとっての最大の願いは、一刻も早い事故収束と、安全な環境で安心した以前の平穏な暮らしを取り戻すことである。

よって、双葉町議会は、東京電力(株)に対し下記の事項について、早期に実施するよう強く求める。

記。1、安倍内閣総理大臣の廃炉要請を真摯に受け止め、福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉について早期に判断すること。2、廃炉の判断に当たっては、立地町に対し事前に十分な協議を行うこと。3、汚染水対策の早期解決を図り、福島第一原子力発電所1～4号機の収束を安全かつ確実にを行うこと。4、廃炉措置の進捗について、丁寧でわかりやすい広報等により不安の解消を図ること。

以上、決議する。平成25年9月26日。福島県双葉町議会。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第5号 東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を求める決議案を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時35分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 清 川 泰 弘

署名議員 谷津田 光 治